

官報 号外 平成三年三月七日

○第一百二十九回 衆議院会議録 第十七号

平成三年三月七日(木曜日)

議事日程 第十号

平成三年三月七日

午後一時開議

第一 電気通信基盤充実臨時措置法案 (内閣提出)

第二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第三 國立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第四 農業組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第五 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第六 國立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第七 農業組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第八 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第九 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案 (内閣提出)

第十 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案 (内閣提出)

第十一 再生資源の利用の促進に関する法律案 (内閣提出)

第十二 欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件 (内閣提出)

第十三 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第十四 再生資源の利用の促進に関する法律案 (内閣提出)

第十五 欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件 (内閣提出)

第十六 電気通信基盤充実臨時措置法案 (内閣提出)

第十七 電気通信基盤充実臨時措置法案 (内閣提出)

第十八 欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件 (内閣提出)

第十九 電気通信基盤充実臨時措置法案 (内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議員辞職の件 議員工藤巖君から辞表が提出されております。これにつきお詫びいたしたいと思います。

まず、その辞表を朗読させます。

〔参事朗説〕

平成三年三月七日 辞職願

今般施行の岩手県知事選挙立候補のため議員を辞職いたしたく御許可をお願いいたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

平成三年三月七日 衆議院議員 工藤巖

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

〔工藤巖君の辞職を許可するに御異議ありませんか。〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、辞職を許可するに決しました。

○野中広務君登壇

○野中広務君 ただいま議題となりました両法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法案について申上げます。

本案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、電気通信基盤充実事業の実施に必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律において「電気通信基盤充実事業」とは、施設整備事業及び人材研修事業をいうこと、

第二に、主務大臣は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、電気通信基盤充実事業の基本指針を定めることとし、この事業を実施しようとする者は、実施計画を主務大臣に提出し、その認定を受けることができるものとしていること、

第三に、通信・放送衛星機構の従来の業務に、施設整備事業に必要な資金調達のために発行する社債及び当該資金の借り入れに係る債務の保証、人材研修事業の実施に必要な資金の出資等を追加すること、

第四に、公益法人である認定事業者が行う人材研修事業であつて認定計画に係る基金に充てるための負担金については、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとすること等であります。

なお、この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

本案は、去る二月十五日当委員会に付託され、同月二十日閣谷政大臣から提案理由の説明を聽取し、同日、翌二十一日及び昨六日質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のところ可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。社会情勢の推移及び

保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の年金額七十二万円を九十万円までとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

本案は、去る二月二十一日当委員会に付託され、昨六日閣谷郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

【賛成者起立】

○議長(櫻内義雄君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

した。

日程第三 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案を議題と

議題といたします。

委員長の報告を求めます。

建設委員長 櫻井新君。

校の卒業者等で大学等においてさらに一定の学習を行つた者及び大学以外の教育施設において大学または大学院に相当する教育を受けた者に対し、その水準に応じ、学位を授与すること

などあります。

本案は、二月二十一日に本院に提出され、同月二十二日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、去る三月一日井上文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、昨六日質疑を終了し、討論の後、採決の結果、本案は賛成多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

その主な内容は、

第一に、奈良先端科学技術大学院大学を新設することとし、平成五年度から学生を入学させるものとすること。

第二に、岐阜大学に医療技術短期大学部を併設すること。

第三に、小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部を廃止すること、

第四に、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等の観点から、高等教育段階のさまざまな学習の成果を評価して、学校教育法に定めたところによる学位の授与を行うほか、これに関し必要な調査研究及び情報提供を行う機関として、学位授与機構を新設すること

などであります。

次に、学教育法の改正についてであります。

その主な内容は、

第一に、現在、大学卒業者が称し得る称号として位置づけられている学士を、諸外国と同様に大

学が授与する学位として位置づけること、

第二に、大学が行う学位の授与について規定を

整備するとともに、生涯学習の振興等の観点から、学位授与機構が、短期大学または高等専門学

國立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案(木号末尾に掲載)

國立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔木号末尾に掲載〕

〔日井日出男君登壇〕

農住組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措

置法の一部を改正する法律案及び同報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔木号末尾に掲載〕

農住組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措

置法の一部を改正する法律案及び同報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔木号末尾に掲載〕

農住組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措

置法の一部を改正する法律案及び同報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔木号末尾に掲載〕

二二

法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣吹田愾君。

〔國務大臣吹田愾君登壇〕

○國務大臣(吹田愾君) 平成三年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明を申し上げます。

平成三年度の地方財政につきましては、近年、中期的な財政の健全化のための措置が講ぜられてきたものの、なお多額の借入金残高を抱えている状況にあることから、おおむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方債の抑制に努めるとともに、地方一般財源の所要額の確保を図り、歳出面においては、地域の特色を生かした自主的、主体的な地域づくり、住民生活の質の向上のための社会資本の整備及び地域住民の福祉の充実などを積極的に推進するため必要な事業費を確保する等、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することを基本といたしております。

官報(号外)

以下、平成三年度の地方財政計画の策定方針について御説明を申し上げます。

第一に、地方税については、住民負担の軽減及び合理化等を図るとともに、土地に関する税負担の公平、適正化を図りつつ土地政策に資するため、必要な措置を講ずることいたしております。

第二に、地方交付税については、地方財政の円滑な運営に支障が生じないよう、その総額を確保するとともに、地方財政の中期的健全化を図ることとし、交付税特別会計借入金の返済措置のほか、五千億円を減額する特例措置を講ずることいたしております。

第三に、国庫補助負担率の見直しにおいて暫定措置とされたものに係る影響額については、地方債等により所要の補てん措置を講じ、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう措置いたしております。

第四に、地域経済の振興や雇用の安定を図つて地域づくりを進めるとともに、公共投資基本計

画を踏まえた住民生活に直結した社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、住民生活の安全の確保等を図るため必要な事業費の確保等所要の措置を講じることいたしております。

平成三年度の地方財政につきましては、近年、中期的な財政の健全化のための措置が講ぜられてきたものの、なお多額の借入金残高を抱えている状況にあることから、おおむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方債の抑制に努めるとともに、地方一般財源の所要額の確保を図り、歳出面においては、地域の特色を生かした自主的、主体的な地域づくり、住民生活の質の向上のための社会資本の整備及び地域住民の福祉の充実などを積極的に推進するため必要な事業費を確保する等、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することを基本といたしております。

以下、平成三年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明を申し上げます。

第一に、平成三年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千七千四百四十六億円、五・六%の増加となっております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、平成三年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千五百二億円、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額四百九十八億円、交付税特別会計借入金利子支払い額六百二十七億円及び同特別会計借入金償還額一兆七百十九億円を控除した額とすることとした結果、十四兆八千四百四億円となっております。

また、このうち特例措置額四千五百二億円に相当する額については、平成四年度から平成十三年までの地方交付税の総額に加算するほか、五千八百十一億円を平成六年度から平成十一年度までの地方交付税の総額に加算することとしております。

さらには、平成三年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的な地域づくりの推進、高齢者の保健福祉の増進等地方団体が必要とする経費の保険を措置することとするほか、土地開発基金費、地域福祉基金費及び財源対策償還基金費を設けるため、単位費用を改定すること等としておりま

す。

一月二十五日、大蔵大臣は、地方交付税の年度

間調整として特例減額を行うという財政演説を行いましたが、大蔵大臣にその演説の趣旨につい

てお伺いいたします。

○議長(櫻内義雄君) ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対しても質疑の通告があります。順次これを許します。須永徹君。

〔須永徹君登壇〕

○須永徹君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案及び平成三年度地方財政計画につきまして御質問いたします。

○議長(櫻内義雄君) ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対しても質疑の通告があります。順次これを許します。須永徹君。

〔須永徹君登壇〕

○須永徹君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案及び平成三年度地方財政計画につきまして御質問いたします。

今、東京一極集中と言われる過密過疎の問題、また土地の高騰による資産格差の問題、管理社会と人間疎外、さらに高齢化社会での医療と福祉の問題等、これらを克服し真に人間らしい生活を保証するシステムをつくるなければなりません。このためには参加と分権の行政システムの確立が必要であります。二十一世紀に向かって伸び伸びと自立した地方自治が求められている今、総理並びに自治大臣の御所信をお伺いいたします。

さて、地方交付税における特例減額の措置につ

ります。

過去、国会においては、地方交付税法第六条の第三第二項の規定の解釈論が延々と続けられてまいりました。本来、昭和五十年度以来、明確に制度改正が実施されれば問題はなかったのですが、国の事務不足状況において、明確に制度改正のように装い特種等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしたところです。

第五に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしたところです。

以上の方針のもとに、平成三年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は七兆八千八百四十八億円となり、前年度に比して三兆七千四百四十六億円、五・六%の増加となつております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、平成三年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千五百二億円、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額四百九十八億円、交付税特別会計借入金利子支払い額六百二十七億円及び同特別会計借入金償還額一兆七百十九億円を控除した額とすることとした結果、十四兆八千四百四億円となっております。

また、このうち特例措置額四千五百二億円に相当する額については、平成四年度から平成十三年までの地方交付税の総額に加算するほか、五千八百十一億円を平成六年度から平成十一年度までの地方交付税の総額に加算することとしております。

さらには、平成三年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的な地域づくりの推進、高齢者の保健福祉の増進等地方団体が必要とする経費の保険を措置することとするほか、土地開発基金費、地域福祉基金費及び財源対策償還基金費を設けるため、単位費用を改定すること等としておりま

(号外)

てお伺いし、総理に政府としての統一見解をお示しいただきたいと存じます。

政府はまた、昭和五十九年度において、それまでの借り入れ方式はやめ、不足が生じた場合は特例加算を行うという制度改正を行いました。その際政府は、地方財政の状況によって、その中期的健全化を図る観点から、法律で定めるところにより減額措置もあり得ると説明をされております。この説明に従えば、減額は地方財政の中長期的健全化を図るためにのみ考え方であるべきであり、今回のような国の一方向的な都合による減額は、附則三条からは許されないと思われます。自治大臣の御答弁をお願いします。

ささらに、過去の大蔵省、自治省の答弁、説明に基づき、仮に減額があり得るとした場合も、それは地方財政健全化のためでありますから、地方財政の借入金の利子、あるいは拡大解釈をしても元金返済のみが許されるはずであります。それ以外はこの特例の適用は当たらぬと思われますが、自治大臣、いかがでしようか。

また、昭和五十九年度の改正に際し、大蔵大臣は、附則三条はあくまでも当分の間の暫定的なもので、本則、すなわち第六条の三第二項は厳然と生きていると説明をされております。今日においてもこの答弁は生きていると考えてよろしいであります。

ささらに自治省は、この五千億円のうち四千五百億円は将来国が返してくれるから、地方にとっては実損がないと言つております。となれば、国は地方に対し四千五百億円の借金をしたことになり、そうであるなら、今回の措置は借金の振りかえにすぎません。政府は、平成三年度一般会計において建設国債を二千五百二億円減額し、財政の健全化を進めたと言つておりますが、結局は隠れ借金に振りかえただけだと思います。大蔵大臣にお考えを伺いたいと思います。

総理にお伺いいたしますが、将来、地方交付税に後年度加算されると約束されている額は本当に

加算されるのでしょうか。このようなことを伺うのは、政府が今まで次々と約束を破つてこられたからであります。平成三年度においても、地方交付税法附則第四条第四項に定められた平成三年度の加算額二千五百四十五億円すら後年度に送られました。その際、総理から間違いなく将来加算する旨の答弁をいただきたいと思います。

また、このように各年度ごとの地方交付税総額が不安定では、地方団体は不安です。国の財政事情によって一方的に地方交付税が減額されるようなことは今回限りの措置かどうか、総理から明快な答弁をいただきたいと思います。

さて、ここで国庫補助食糧率の問題に触れさせていただきます。

私どもは、昨年の地方交付税法改正案の審議に際し、消費税改廃に当たつての地方財源確保に関する附則修正及び委員会における特別決議をもつて政府案に賛成の態度をとりました。私どもが賛成した理由の一つには、特別決議の中で、公共事業における補助負担率の特例の廃止が明記されていましたからであります。ところが、この決議はほゞこととなつたのです。このようだ、暫定といひながら、再三再四にわたつて約束が破られ、十二年間もの暫定措置が続いたわけであります。今後もこれを、再び三年間の補助金カットが継続されることとなるのです。このようだ、暫定といひながら、再三再四にわたつて約束が破られ、十二年間の付託税収納にもかかわりますので、この際、総理から地方に対し、今回限りでこの暫定特例措置をやめるというお約束をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

次に、地方財政計画の内容についてお伺いします。

政府の言う高齢者福祉十カ年戦略といつても、十年間で六兆円、それも施設がほとんどで、ソフ

ト面ではわざかしか計上されておりません。地域ではホームヘルパー、看護婦、保健婦を初めマンパワーが不足しており、これから高齢化社会に對応できる地域福祉システムにはほど遠い状態であります。この地域福祉基金は、平成三年度都道府県分で七百億円、市町村分では一千四百億円であります。この際、総理から間違いなく将来加算する旨の答弁をいただきたいと思います。

また、このように各年度ごとの地方交付税総額が不安定では、地方団体は不安です。国の財政事情によって一方的に地方交付税が減額されるようなことは今回限りの措置かどうか、総理から明快な答弁をいただきたいと思います。

さて、ここで国庫補助食糧率の問題に触れさせていただきます。

私どもは、昨年の地方交付税法改正案の審議に際し、消費税改廃に当たつての地方財源確保に関する附則修正及び委員会における特別決議をもつて政府案に賛成の態度をとりました。私どもが賛成した理由の一つには、特別決議の中で、公共事業における補助負担率の特例の廃止が明記されていましたからであります。ところが、この決議はほゞこととなつたのです。このようだ、暫定といひながら、再三再四にわたつて約束が破られ、十二年間の付託税収納にもかかわりますので、この際、総理から地方に対し、今回限りでこの暫定特例措置をやめるというお約束をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

次に、地方財政計画の内容についてお伺いします。

政府の言う高齢者福祉十カ年戦略といつても、十年間で六兆円、それも施設がほとんどで、ソフ

ト面ではわざかしか計上されておりません。地域ではホームヘルパー、看護婦、保健婦を初めマンパワーが不足しており、これから高齢化社会に對応できる地域福祉システムにはほど遠い状態であります。この地域福祉基金は、平成三年度都道府県分で七百億円、市町村分では一千四百億円であります。この際、総理から間違いなく将来加算する旨の答弁をいただきたいと思います。

また、このように各年度ごとの地方交付税総額が不安定では、地方団体は不安です。国の財政事情によって一方的に地方交付税が減額されるようなことは今回限りの措置かどうか、総理から明快な答弁をいただきたいと思います。

さて、ここで国庫補助食糧率の問題に触れさせていただきます。

私どもは、昨年の地方交付税法改正案の審議に際し、消費税改廃に当たつての地方財源確保に関する附則修正及び委員会における特別決議をもつて政府案に賛成の態度をとりました。私どもが賛成した理由の一つには、特別決議の中で、公共事業における補助負担率の特例の廃止が明記されていましたからであります。ところが、この決議はほゞこととなつたのです。このようだ、暫定といひながら、再三再四にわたつて約束が破られ、十二年間の付託税収納にもかかわりますので、この際、総理から地方に対し、今回限りでこの暫定特例措置をやめるというお約束をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

次に、地方財政計画の内容についてお伺いします。

政府の言う高齢者福祉十カ年戦略といつても、十年間で六兆円、それも施設がほとんどで、ソフ

しを策定をし、地方交付税法に基づき対策を講じるなどして、地方交付税総額を確保していく考へております。

また、暫定期間措置については、将来の取り扱いは、行革審答申等を踏まえ、体系化・簡素化などの観点から関係省庁間で検討を進めておりますが、暫定期間内に結論を得るよう最大限の努力をいたしております。

また、公共投資の実施に当たっては、地方公共団体が地域に密接に関連する社会資本整備に自主的に取り組み、その役割を果たしていくことが一層期待されるようになってきております。平成三年度の地方財政計画におきましても、必要な財源を確保したところでございます。今後とも、各年度の地方財政計画の策定等を通じて適切に対応してまいりたいと考えます。

残余の質問は、関係閣僚から答弁いたさせます。(拍手)

【國務大臣吹田幌君登壇】

○國務大臣(吹田幌君) 須永議員にお答えいたしました。

見、感謝いたえません。

初めに、地方自治に対する所信であります。

先に總理からただいま御答弁がありましたように、私も、總理の御答弁、御意見に全く同感であります。私といたしましても、地方分権を基本理念として、地方自治の一層の充実発展に努めています。

次に、地方財政状況に関連してのお尋ねであります。今回の措置は、地方財政に実損を与えるものではなく、交付税特別会計の繰り上げ償還に実質的にかわるものであることから講じたものであり、地方財政に余裕があるので行つたというものではありません。

さらに、今回の措置が地方交付税法附則第三条の規定から見て適當かとのお尋ねがありました。今回の措置は、ただいま答弁申し上げた趣旨のものであつて、衆議院会議録第十七号外

ものであつて、「交付税の総額の安定的な確保によるなどして、地方交付税総額を確保していく考へる」と規定している地方交付税法附則第三条の規定から見て、適切を欠く措置ではないものと考へております。

さらだ、地方交付税法附則第三条の適用についてのお尋ねですが、附則第三条の適用に當たっては、今回の措置を含め、かねてより「交付税の総額の安定的な確保に資する」と規定してい

生じないように十分配慮してまいる所存であります。

御理解をいただきたいと思います。(拍手)

【國務大臣橋本龍太郎君登壇】

○國務大臣(橋本龍太郎君) 須永議員にお答えを申上げます。

平成三年度の地方財政収支見通しでは、歳入面におきまして地方税、地方交付税の高い伸びが見込まれます一方で、歳出面におきましては国・地方などを合わせました公共投資の伸びを確保するため、投資単独事業の大幅な伸びを見込むほか、高齢者福祉や社会資本整備のための所要の歳出を見込んでおります。このような円滑な地方財政運営のための所要の交付税総額を確保いたしましてもなお大幅な財源余剰が見込まれますことから、地方財政の中長期的な健全化を図りますために、まず、交付税特会借入金の繰り上げ償還を行なうなど、地方財源不足時代に生じました特例的な借金の返済を実質的に完了させました上で、いわゆる年間調整としての地方交付税の特例減額等を行うまいりたいと存じます。

最後に、今回の措置は借金の振りかえではないかといふ御指摘であります。既に申し上げましたように、地方交付税法附則第三条に基づきまして特例措置は、中期的に地方交付税総額を安定的に確保するための措置であります。平成三年度の所要の交付税総額を確保した上でなお財源余剰となる分の一部を減額したものであります。いわゆる隠れ借金とは性格を異にするもの、そのように考えております。(拍手)

財政演説で、地方交付税の年度間調整として特例減額を行うと私は述べたわけであります。地方交付税法附則第三条の特例措置とは、各年度の地方財政収支見通しの結果、法定の交付税額では所要の交付税総額に不足する場合には必要額を加算し、他方、所要の交付税総額を確保してもなお法定の交付税額に余裕が生ずると見込まれる場合には減額を行うというものであります。加算も減額も各年度の地方財政対策において決められるわけであります。それは、いわゆる国と地方との貸し借りとして、法律の定めるところにより後年度において精算することとなることから、年度間調整の効果を持つものであります。

次に、地方交付税法第六条の三第二項の御質問につきましては、御指摘の附則第三条はそもそも

○議長(櫻内義雄君) 小谷輝二君。

【小谷輝二君登壇】

○小谷輝二君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、平成三年度地方財政計画並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し質問を行なうものであります。總理並びに関係大臣の御答弁をお願いいたします。

最初に、今国民の深い関心事であります中東の湾岸戦争が終結をいたしまして、平和回復への動向が活発に行われておりますことは、まさに喜ばしいことであります。しかし、戦争で破壊された自然環境の回復、難民救済、関係諸国との復興問題など、今回の湾岸戦争の戦後処理に対しても、我が国も積極的に支援すべきであると思います。

第六条の三第二項に基づく規定であります。第六条の三第二項は、今日においてお尋ねでございますが、どのような支援策を考

察する」と規定している地方交付税法附則第三条の規定から見て、適切を欠く措置ではないものと考へております。財政力の弱い地方団体に対しても、地方交付税の算定等を通して財政運営に支障が

ても生きております。したがって、平成三年度の地方財政収支見通しにおきましては、元年度、二年一度に引き続き大幅な財源余剰が見込まれましたことから、地方交付税法第六条の三第二項の発動が問題となりましたが、平成三年度におきましては、財源不足時代などに生じた特例的な借金がなお残っております状況などにありましたため、同項に基づく国と地方との間の財源配分調整は行わず、すなわち交付税率の引き下げ等は行わず、地方交付税法附則第三条等による地方交付税の年度間調整としての特例減額などを講じたものであります。

生じないように十分配慮してまいる所存であります。

官 報 (号 外)

えておられるのか、総理の御見解をお伺いするものであります。

地方自治は民主主義の原点であり、地方自治の均衡ある発展こそ、豊かな国民生活の安定につながるものであります。今地方は、国際化、高度情報化、高齢化が急速に進展する中で、これに的確に対応することが望まれており、地方の自主性、独自性の確保が急務の課題であることは申し上げるまでもございません。そのためにも国の権限、財源の地方移譲が急がれておるところでございますが、現状は余り目立った進展が見られません。この理由について総理はどう認識しておられるのか、御見解をお伺いいたします。

地方交付税について申し上げたいと思います

が、政府は、平成三年度の地方交付税総額から五千億円を減額しております。これはまず五千億円の減額ありきとの発想であり、この特例減額措置によって、国は建設国債の発行を縮減し、国の財政再建が進んだとしていることはまさにまやかしにすぎません。もとより、平成三年度においても、地方財政は約六十八兆円の膨大な借金を抱えており、さらに財政需要が増大する中で、地方財政にはこうした交付税の減額措置を行うような余裕などはあるはずがないままです。今回の減額措置をもって、今後交付税の税率を引き下げるなど地方自治の発展に逆行するようなことは行われないと思いますが、この点について総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めるものであります。

次に、生活関連公共事業における国と地方の負担割合の問題であります。

政府は、社会資本整備の充実を図るため、今後十年間で総額四百三十兆円に上る公共投資基本計画を決定しました。公共投資について国と地方の経費負担は、政府が発表した行政投資実績による割合となっております。今後この公共投資基本計画を実現するに当たりまして地方の負担が増大するの負担は全体の八〇%となっており、大きな負担割合となっております。今後この公共投資基本計画を実現するに当たりまして地方の負担が増大す

ることは明らかであります。さらに、その事業内容は、市民生活や地域に密着した下水道、公園、廃棄物の処理、福祉施設などの整備が必要となることから、単独事業が拡大し、その分地方の負担がふえることが予想されるのであります。したがって、生活関連施設整備を進めていく上で適切な財政対策が行われなければなりません。その対策をどう考えておられるのか、総理並びに自治大臣にお伺いをいたします。

また、今回公共事業に係る国庫補助率を一部復元し、三年間の暫定措置としておりますが、四百三十兆円の公共投資が十年計画で行われることからも、補助率が極めて不安定な現状では計画的な地方の財政運営は困難であると考えるものであります。補助金については今後どのように対応されるのか、あわせて総理の御見解を伺うものであります。

以上、地方財政に関する重要課題について質問をしてまいりましたが、政府の明確なる答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) お答えをいたしました。

平和回復活動によつてクウェートが解放されました。けれども、現在もなお本格的な停戦と安全保謲理事会での政治的解決などが残されている状況にございます。そのような中であつても、例えは原油の処理対策とか環境汚染調査団の派遣の準備、避難民対策など、緊急にできるものについては既に具体的に取り扱つてきておりますけれども、今後さらに一層いろいろな関係国との具体的な要望が出てくるものと思われますし、また、域内諸国のニシアチブを尊重しながら、国際機関とも十分協議しつつ、我が国としてなし得ることには積極的に対処していく考えでおります。

政府は、従来から、御指摘のように、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理できるよう、臨時答申等に沿つて権限の移譲をおこなうべきであると改めて認識する所存であります。

努めてきたところであります。さらに第二次行革審の答申を最大限に尊重し、直ちにその実施方針として改革推進要綱を閣議で決定をしておられます。この要綱で定められた権限移譲などを推進するため、関係法律の改正を一括法案として取りまとめて行い、この国会に提出いたすべく準備をしておるところであります。

國の財源の地方移譲が進まない原因は何かとおっしゃいますが、財源配分のあり方に置いては、税源配分、地方交付税や国庫支出金など制度のあり方にかかる問題であり、国と地方の機能分化及び費用分担のあり方等を踏まえつつ、幅広い見地から検討を行っていくべきものと考えております。

なお、今回の特例減額は、地方交付税法附則第三条等に基づいて行った措置でありまして、将来の地方財政対策については、その時点の財政の状況を踏まえ、地方財政の円滑な運営に支障を来すことのないよう、地方交付税法に基づいて適切に対処をいたしてまいります。

また、公共投資の実施に当たりましては、地方公共団体が地域に密接に関連する社会資本整備に自主的に取り組み、その役割を果たしていくことが一層期待をされておるところであります。が、このような社会資本整備の財源の確保については、各年度ごとの地方財政計画の策定等を通じて適切に対処してまいりたいと考えております。

また、この今回の補助率の暫定措置に対して将来どうするかということではありますが、行革審答申を踏まえて、体系化・簡素化の観点から各省省間で検討を進め、暫定期間内に結論を得るように最大限の努力をいたしてまいります。

残余の御質問については、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

今回の措置は、地方財政に実損を与える、また交付税特別会計借入金の繰り上げ償還に実質的にかかるものであって、交付税の総額の安定的な確保に資するものであるとの考え方のものと講じたものでございます。

地方財政はなお巨額の借入金を抱えておりまして、一方で地方団体がやらなければならない仕事は山積しております。決して樂觀できる状況にはないものと考えておりますし、こうした地方財政の現状から見まして、地方交付税率の引き下げを論議する状況にないものと認識いたしております。

次に、公共投資基本計画に伴う地方財源についてのお尋ねであります。

豊かで活力ある地域経済社会の形成のために、地方団体が地域に密接に関連する社会資本の整備に自主的に取り組み、その役割を果たしていくことが一層期待されております。このため、地方団体が社会資本の整備を積極的に推進し得るようになり、今後も地方財政計画の策定等を通じて的確な財源措置を講じ、地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう努めてまいる所存であります。

御理解いただきたいと思います。（拍手）

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○國務大臣（橋本龍太郎君） 小谷議員にお答えを申し上げます。

平成三年度の地方財政収支見通しにおきましては、元年度、二年度に引き続き大幅な財源余剰が見込まれておりましたことから、地方交付税法第六条の三第二項の発動が問題となりました。しかし、平成三年度におきましては、財源不足時代などに生じました特例的な借金がなお残つておる状況等にありましたため、同項に基づく交付税率の引き下げなどの国と地方との間の財源配分調整は今後の検討課題といたしまして、地方交付税法附則

今回の減額措置と地方交付税率についてのお尋ねであります。

努めてきたところであります。さらに第二次行革審の答申を最大限に尊重し、直ちにその実施方

今回の減額措置と地方交付税率についてのお尋ねであります。

今回の措置は、地方財政に実損を与える、また交付税特別会計借入金の繰り上げ償還に実質的にかかるものであって、交付税の総額の安定的な確保に資するものであるとの考え方のものと講じたものでございます。

地方財政はなお巨額の借入金を抱えておりまして、一方で地方団体がやらなければならない仕事は山積しております。決して樂觀できる状況にはないものと考えておりますし、こうした地方財政の現状から見まして、地方交付税率の引き下げを論議する状況にないものと認識いたしております。

次に、公共投資基本計画に伴う地方財源についてのお尋ねであります。

豊かで活力ある地域経済社会の形成のために、地方団体が地域に密接に関連する社会資本の整備に自主的に取り組み、その役割を果たしていくことが一層期待されております。このため、地方団体が社会資本の整備を積極的に推進し得るようになり、今後も地方財政計画の策定等を通じて的確な財源措置を講じ、地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう努めてまいる所存であります。

御理解いただきたいと思います。（拍手）

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○國務大臣（橋本龍太郎君） 小谷議員にお答えを申し上げます。

平成三年度の地方財政収支見通しにおきましては、元年度、二年度に引き続き大幅な財源余剰が見込まれておりますことから、地方交付税法第六条の三第二項の発動が問題となりました。しかし、平成三年度におきましては、財源不足時代などに生じました特例的な借金がなお残つておる状況等にありましたため、同項に基づく交付税率の引き下げなどの国と地方との間の財源配分調整は今後の検討課題といたしまして、地方交付税法附則

第三条等による地方交付税の年度間調整としての特例減額等を講じたものでござります。(拍手)
○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十八分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣	海部俊樹君
外務大臣	橋本龍太郎君
大蔵大臣	井上裕君
文部大臣	中尾栄一君
通商産業大臣	閔谷勝嗣君
郵政大臣	大塚雄司君
建設大臣	吹田惺君
自治大臣	西田司君
國務大臣	小林実君

出席政府委員

○朗読を省略した議長の報告 (通知書受領)	一、昨六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
平成二年度一般会計補正予算(第2号)	一、昨六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
平成二年度特別会計補正予算(特第2号)	一、昨六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
一、昨六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	一、昨六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律	平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

和田一仁君

川端達夫君

和田一仁君

外務委員

伊東正義君

石原慎太郎君

柳本卓治君

山口敏夫君

伊東正義君

農林水産委員

辞任 石破茂君

補欠 伊東正義君

御法川英文君 嘉文君

山口俊一君 武藤嘉文君

補欠 山口俊一君 武藤嘉文君

山口俊一君 武藤嘉文君

三塚博君

渡辺秀央君

八郎君

山口敏夫君

山口俊一君 武藤嘉文君

山口俊一君 武藤嘉文君

内海英男君

星野行男君

八郎君

北川正恭君

日黒吉之助君

山口俊一君 武藤嘉文君

今津寛君

章生君

八郎君

三塚貴志

日黒吉之助君

山口俊一君 武藤嘉文君

星野貴志

日黒吉之助君

八郎君

瓦賀志

日黒吉之助君

山口俊一君 武藤嘉文君

瓦賀志

日黒吉之助君

八郎君

瓦賀志

日黒吉之助君

山口俊一君 武藤嘉文君

瓦賀志

日黒吉之助君

八郎君

小川貴志

日黒吉之助君

山口俊一君 武藤嘉文君

小川貴志

日黒吉之助君

八郎君

長勢甚遠君

山口俊一君 武藤嘉文君

沖縄及び北方問題

特別委員長

- 4 基本指針は、電気通信基盤充実事業に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。

5 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、通商産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（実施計画の認定）

第四条 電気通信基盤充実事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 電気通信基盤充実事業の内容（施設整備事業にあっては高度通信施設により提供しようとする役務を含み、人材研修事業にあっては整備しようとする施設を含む。）

二 電気通信基盤充実事業を実施する場所

三 電気通信基盤充実事業の実施時期

四 電気通信基盤充実事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 前項各号に掲げる事項のほか、人材研修事業に係る実施計画においては、当該事業を実施する者に関する事項を記載しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

5 主務大臣は、人材研修事業に係る実施計画につき第一項の規定による認定をしようするとすると

110

卷之三

- きは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
（実施計画の変更等）

第五条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定に準用する。

3 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る電気通信基盤充実事業を実施する者（以下「認定事業者」という。）が当該認定計画に従つて電気通信基盤充実事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（通信・放送衛星機構の業務の特例）

第六条 通信・放送衛星機構（以下「機構」という。）は、通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 認定計画に係る第二条第四項第一号に掲げる人材研修事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。（業務の委託等）

第七条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号及び第二号に掲げる業務（債務の保証の決定及び出資の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行ふ

3 第一条の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関する業務の状況」と読み替えるものとする。

（機構法の適用等）

第八条 第六条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤充実臨時措置法（以下「電気通信基盤法」という。）第六条に規定する業務（以下「電気通信基盤金融関連業務」という。）に係る変更については、郵政大臣及び大蔵大臣」と、機構法第十九条第四項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務に係る意見については、郵政大臣及び大蔵大臣」と、機構法第二十九条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣」と、同条第一項中「郵政省令」とあるのは「郵政省令（電気通信基盤金融関連業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令」と、機構法第三十九条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務について）」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十条第一項及び第四十五条第一号中「」の法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務に係るものについては、郵政大臣）」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務に係るものについては、郵政大臣）」

卷之三

- 務については、郵政大臣又は大蔵大臣」と、機構法第四十三条中「次の場合」とあるのは「次の場合（電気通信基盤金融関連業務に係る第二十九条第二項の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五条第一号及び第四号中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣又は郵政大臣及び大蔵大臣」と、同条第三号中「第十八条第一項」とあるのは「第二十九条第一項及び電気通信基盤法第六条」とする。

2 第六条の規定により機構の業務が行われる場合における当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、機構法及び前項に規定するもののか、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）附則第四条に定めるところによるものとする。

（負担金についての必要経費算入の特例等）

第九条 認定事業者（その者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る。）が行う第一条第四項各号に掲げる事業であつて認定計画に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

（資金の確保等）

第十条 政府は、認定計画に係る電気通信基盤充実事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

2 郵政大臣及び大蔵大臣は、第六条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるよう、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（日本放送協会及び日本電信電話株式会社は、電気通信に関する知識及び技能の普及等の力）

第十一條 日本放送協会及び日本電信電話株式会社は、電気通信に関する知識及び技能の普及等の力

を通じて人材研修事業の円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

(報告の徵収)

第十二条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る電気通信基盤充実事業の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣)

第十三条 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところとする。

一 基本指針に規定する事項のうち、人材研修事業に係る部分については郵政大臣及び労働大臣とし、その他の部分については郵政大臣とする。

二 第四条第一項に規定する認定、第五条第一項に規定する変更の認定、同条第三項に規定する認定の取消し及び前条に規定する報告の徵収に関する事項のうち、施設整備事業に係るものについては郵政大臣とし、人材研修事業に係るものについては郵政大臣及び労働大臣とする。

(罰則)

第十四条 第七条第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第十五条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 日本開発銀行以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、通信・放送開発法第

九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通信・放送開発法の一部改正)

第五条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

(機構の行う業務に関する特例)

第四条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第一号)第六条の規定により機構

の業務が行われる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項
及び第十一条

前条第一項第二号に掲げる業務を含む。
以下「出資業務」という。)

第六条第一項第一号に掲げる業務及び電気通信基盤法(以下「電気通信基盤法」という。)第六条第一号に掲げる業務を含む。)

第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務及び電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務を含む。)

第六条第一項第一号に掲げる業務を含む。)

第六条第一項第一号に掲げる業務を含む。)

第六条第一項第一号に掲げる業務を含む。)

第六条第一項及び電気通信基盤法第六条の規定により

第六条第一項及び電気通信基盤法第六条の規定により

第六条第一項第一号に掲げる業務を含む。)

この法律及び通信・放送開発法 信基盤法	この法律、通信・放送開発法及び電気通信 基盤法
「第二十一条第一項」とあるのは 「第二十一条第一項及び通信・ 放送開発法第六条第一項」	「第二十一条第一項に規定する業務以外 の業務」とあるのは「第二十一条第一項及 び通信・放送開発法第六条第一項に規定す る業務以外の業務（電気通信基盤法第 六条に規定する業務を除く。）」
「第二十一条第一項に規定する業務以外 の業務」とあるのは「第二十一条第一項及 び通信・放送開発法第六条第一項に規定す る業務以外の業務（電気通信基盤法第 六条に規定する業務を除く。）」	「第二十一条第一項に規定する業務以外 の業務」とあるのは「第二十一条第一項及 び通信・放送開発法第六条第一項に規定す る業務以外の業務（電気通信基盤法第 六条に規定する業務を除く。）」
第三十一条の規定による認可	第三十一条の規定による認可

号」に改める。

第五条中第七十号を第七十一号とし、第六十
九号を第七十号とし、第六十八号の次に次の一
号を加える。

高度通信施設の整備を行う事業を「うこ」といふ。

いて、電気通信基盤充実事業の実施に関する基本指針を定めること及び電気通信基盤充

1) 帯して行われるものということ。

電気通信による情報の流通の円滑化のための基

這種試験の仕事は、試験官が試験官としての資格を備してこれを行うもの

電気通信分野の専門的又は技術的な業務に従事する

の向上を図る業務

及び実施計画の認定等について定めるとともに、

定専門技術業務に従事する者を統括し

寺の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信システムの設計又は放送番組の制

電氣通信基盤充実臨時措置法案(内閣提出) 二四十九号

(2) 特定専門技術業務に従事する者の間の

本案は、電気通信による情報の流通の円滑化につきの基盤の充実と図るため、高波通信施設

「施設整備事業」及び「人材研修事業」

業務に従事する者の能力の向上を促進する措置

基本指針

いて定めるとともに、通信・放送衛星機構の業

通信基盤充実事業の基本指針を定め、公表する

より必要が業界を通じての等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおり

(一) 電気通信基盤充実事業を実施しようとする

丁 この法律において「施設整備事業」とは、

廣雅

官報 (号外)

- 計画が適切である旨の認定を受けることができるものとすること。
- (1) 主務大臣は、認定の申請があった場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるとときは、当該申請を認定するものとする。
- (2) その他主務大臣の実施計画の認定、実施計画の変更等について所要の規定を設けることとする。
- (3) 機構は次の業務を行うものとすること。
- (4) 機構は次のような業務を行ふものとすること。
- (5) 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借り入れに係る債務の保証を行うこと。
- (6) 認定計画に係る人材研修事業（特定専門技術業務に従事する者の間の交流を促進する事業を除く。）の実施に必要な資金の出資を行うこと。
- (7) (1) 及び(2)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) その他業務の委託等について所要の規定を設けることとする。
- (9) 機構法の適用等
- (10) 機構に追加される4の(1)の債務の保証、資金の出資及びこれらに附帯する業務について大蔵大臣が主務大臣として加わること等に伴う機構法の適用について所要の規定を設けること。
- (11) 認定事業者（公益法人である場合に限る。）が行う人材研修事業であつて認定計画に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法により、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとすること。

- 7 資金の確保等、要な資金の確保等に努めるものとすること。
- 8 日本放送協会及び日本電信電話株式会社の協力
- 日本放送協会及び日本電信電話株式会社は、人材研修事業の円滑な実施に協力するよう努めるものとすること。
- 9 主務大臣
- (1) 基本指針に関する事項のうち、人材研修事業に係る部分については郵政大臣及び労働大臣とし、その他の部分については郵政大臣とすること。
- (2) 実施計画の認定、変更の認定、認定の取消し及び報告の徵収に関する事項のうち、施設整備事業に係るものについては郵政大臣とし、人材研修事業に係るものについては郵政大臣及び労働大臣とすること。
- (3) 報告の徵収及び罰則
- 報告の徵収及び罰則について所要の規定を設けることとする。
- 10 施行期日及び法律の廃止
- (1) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- (2) この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、通信・放送衛星機構の業務に高度通信施設の整備及び特定専門技術業務に従事する者の能力の向上を促進する電気通信基盤充実事業の実施に当たっては、十分享受できるよう努めること。
- 一 実施計画の認定等に当たっては、事業者に過度の負担を課すこととならないよう、十分に配意すること。
- 二 議案の可決理由

付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成三年度産業投資特別会計予算に通信・放送衛星機構への出資四億円が、同年度政府関係機関予算に日本開発銀行から同機構への出資三億円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

平成三年三月六日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

通信委員長 野中 広務

[別紙] 電気通信基盤充実臨時措置法案に対する附帯決議

衆議院議長 櫻内 義雄殿

通信委員長 野中 広務

内閣総理大臣 海部 俊樹

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三年二月二十一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

簡易生命保険法の一部を改正する法律
の一部を次のよう改正する。

第二十四条第二項中「七十二万円」を「九十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

近年における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の年金に係る加入限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

近年における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の年金に係る加入限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、近年における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の年金に係る加入限度額の引上げを行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 被保険者一人当たりの年金に係る加入限度額を年額九十万円（現行七十二万円）とすること。

2 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

3 議案の可決理由

本案は、近年における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、妥当なものと認められる。

4 地域の情報化に当たっては、情報の地域間格差、地域の実情等に十分留意し、均衡のとれた地域の情報化を推進するよう努めること。

5 家庭や中小企業、心身障害者もそのサービスを十分享受できるよう努めること。

6 実施計画の認定等に当たっては、事業者に過度の負担を課すこととならないよう、十分に配意すること。

7 議案の可決理由

本案は、近年における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、妥当なものと認められる。

め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年三月六日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
通信委員長 野中 広務

学医療技術短期大学部	岐阜県	岐阜大学
学工業短期大学部	岐阜県	岐阜大学

学医療技術短期大学部	岐阜県	岐阜大学
学工業短期大学部	岐阜県	岐阜大学

第三章の四の次に次の二章を加える。
(学位授与機構)

第三章の五 学位授与機構

第九条の四 学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、学位授与機構を置く。

一 学校教育法第六十八条の二第三項に定めるところにより、学位を授与すること。

二 学位の授与を行うために必要な学習の成績の評価に関する調査研究を行うこと。

三 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

(学校教育法の一部改正)

第二条 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条 刪除

第六十八条を削り、第六十八条の二を第六十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十九条の二第八項中「及び第六十三条」を削る。

第十号」を削る。

第三条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。

1

この法律は、平成三年七月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条の三の改正規定(同条の見出しを改める部分及び同条第一項中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める部分を除く。)及び第三条の四第二項の表の改正規定並びに次項の規定は同年十月一日から、第三条及び附則第三項の規定は平成六年四月一日から施行する。

2

奈良先端科学技術大学院大学は、平成五年度から学生を入学させるものとする。

3

小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部は、第三条の規定による改正後の国立大学部の存続に関する経過措置

4

改正前の学校教育法第六十三条第一項の規定による学士の称号は、改正後の学校教育法第六十八条の二第一項の規定による学士の学位とみなす。

5

統計法(昭和二十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

6

第十条第四項第二号中「学士と称し得る」を「学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有する」に改める。

附 則
〔施行期日〕
に改める。

1 (施行期日)

に改める。

2

この法律は、平成三年七月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条の三の改正規定(同条の見出しを改める部分及び同条第一項中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める部分を除く。)及び第三条の四第二項の表の改正規定並びに次項の規定は同年十月一日から、第三条及び附則第三項の規定は平成六年四月一日から施行する。

3

奈良先端科学技術大学院大学は、平成五年度から学生を入学させるものとする。

4

改正前の学校教育法第六十三条第一項の規定による学士の称号は、改正後の学校教育法第六十八条の二第一項の規定による学士の学位とみなす。

5

統計法(昭和二十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

6

第十条第四項第二号中「学士と称し得る」を「学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有する」に改める。

第三条の四第一項の表中「岐阜大学工業短期大学部」を「岐阜県 岐阜大学」に改める。	学部	岐阜県	岐阜大学
第三条の四第一項の表中「北海道大学医療技術短期大学部」を「北海道 北海道大学」に改める。	学部	北海道	北海道大学
第三条の四第一項の表中「岐阜大学医療技術短期大学部」を「岐阜県 岐阜大学」に改める。	学部	岐阜県	岐阜大学
第三条の四第一項の表中「岐阜大学工業短期大学部」を「岐阜県 岐阜大学」に改める。	学部	岐阜県	岐阜大学

官報 (号外)

(教育公務員特例法の一部改正)

6 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「及び第三章の四」を「から第三章の五まで」に改める。

第五号中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める。

(司法試験法の一部改正)

7 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「称号」を「学位」と、「終つた」を「終わった」に改める。

(教育職員免許法等の一部改正)

8 次に掲げる法律の規定中「称号」を「学位」に改める。

一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七条)第五条第三項第一号、別表第一、別表第二及び別表第五

二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条第一項第一号

三 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第八条第一号

四 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第二百六号)附則第八項

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

五 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改める。

第三条第一項中「及び第三章の四」を「から第三章の五まで」に改める。

附則第二項中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める。

理由

奈良先端科学技術大学院大学及び学位授与機構を新設し、並びに岐阜大学に医療技術短期大学部

を併設し、あわせて学士を学位とするとともに、

短期大学を卒業した後大学における一定の単位を修得した者で大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められる者等に対して学位授与機構が学位を授与することとする等の必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

を併設し、あわせて学士を学位とするとともに、

短期大学を卒業した後大学における一定の単位を修得した者で大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められる者等に対して学位授与機構が学位を授与することとする等の必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 国立学校設置法の一部改正

(一) 奈良先端科学技術大学院大学を新設すること。

(二) 岐阜大学に医療技術短期大学部を併設すること。

(三) 小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部を廃止すること。

(四) 学校教育法の一部改正

一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百八十五号)第五条第三項第一号、別表第一、別表第二及び別表第五

二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条第一項第一号

三 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第八条第一号

四 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第二百六号)附則第八項

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

五 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改める。

第三条第一項中「及び第三章の四」を「から第三章の五まで」に改める。

附則第二項中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める。

二 議案の可決理由

本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成三年年度国立学校特別会計予算に、一億六千七百五万三千円が計上されている。

右報告する。

平成三年三月六日

文教委員長 白井日出男
文教委員長 横内義雄殿

〔別紙〕

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 学位授与機構の運営に当たっては、学位認定の基準、方法を明確にし、学位の水準の維持に努めること。また、学位認定に当たる教授は常に学問研究の一線にある者を充て、併せて実質的な学位認定ができるだけの体制の整備を行なうこと。

二 大学における学位授与のあり方を改善するとともに、社会人が容易に大学に学位論文の審査を申請できるようになると。また、このため、論文博士の認定に当たる大学教授の確保とその待遇の改善に努めること。

三 先端科学技術大学院大学については、その目的を達成するための教育・研究組織及び施設・設備等の整備に努めること。また、新規想大学院の管理運営に当たっては、大学の理念を尊重し、その教育・研究の目的が十分に生かされるよう努めること。

四 高等教育に対する新たな時代の要請とその現状にかんがみ、大学、大学院の教育・研究体制のより一層の充実を図るために、財政措置を含め必要な諸条件の整備に努めるとともに、研究者養成に資するための大学院における研究指導体制の充実整備に努めること。

五 大学院学生及び大学院博士課程修了者の現状にかんがみ、大学院学生について若手研究者と位置付けについて検討を行うこと

もに、奨学金や日本学術振興会の特別研究員制度の拡充を図り、また、学位授与の円滑化を図るための積極的な施策を講ずること。

六 大学の学部等の改組、新設に当たっては、大学の意向や地域社会の要請を勘案するとともに、現在進行しつつある大学入学者の急増とともに後の急減に適切に対応するための必要な諸条件の整備に努めること。

七 大学入学者選抜のあり方について、受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。

八 国立大学附属病院の看護婦等についてその要員の確保を図るため、勤務条件の改善に努めることとともに、併せて医療機器等の整備充実に努めること。

七 大学入学者選抜のあり方について、受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。

八 国立大学附属病院の看護婦等についてその要員の確保を図るため、勤務条件の改善に努めることとともに、併せて医療機器等の整備充実に努めること。

九 第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「この法律の施行の日における」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「この法律の施行の日における」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十一条第一項及び第三項中「都府県知事」を「都道府県知事」に改める。

第十三条第一項中「属する農地」の下に「のうち

当該農地の区域が一回の土地の区域であつて周辺

の土地利用の状況、用排水その他の状況を勘案して当面の営農の継続が可能な条件を備えていると認められるもの」を加え、同項ただし書及び各号を削る。

第四十四条及び第四十八条第一項中「都府県知事」を「都道府県知事」に改める。
第六十一条中「大都市地域の」を「次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域（都計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。）その他住宅の需要の著しい地域における都市計画区域で政令で定めるものに係る」に改め、同条に次の各号を加える。

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地、同五項に規定する都市開発区域

二 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域、同条第四項に規定する近郊整備区域又は同条第五項に規定する都市開発区域

三 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百一号）第二条第三項に規定する都市整備区域又は同条第五項に規定する都市開発区域

四 都の区域又は道府県厅所在の市若しくは人口二十五万以上の市の区域

第六十七条第一項及び第二項中「都府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「この法律の施行の日から十年を経過する日」を「平成十三年五月十九日」に改める。

第六十八条、第七十一条第二項及び第五項、第七十二条第二項、第八十一条から第八十四条までの規定並びに第八十五条第一項中「都府県知事」を

「都道府県知事」に改める。

第九十条中「都府県知事」を「都道府県知事」に改め、「第一百五十二条の十九第一項の指定都市」の下に「（以下「指定都市」という。）」を加える。

第九十五条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第九十六条第一項及び第九十七条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

第九十六条第一項及び第九十七条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

農住組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

衆議院議長 横内 義雄殿
建設委員長 桜井 新
〔別紙〕

農住組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 農住組合を設立することができる地域について、首都圏、近畿圏及び中部圏の都市開発区域、道府県厅所在の市等を加えるものとする。

2 市街化区域内農地の定義について、農住組合法の施行の日における市街化区域内農地に限らないものとする。

3 農地利用規約を定めることのできる一団の農地の区域の面積に関する要件を廃止するものとする。

4 農住組合の設立認可の申請を行うことができるのは、平成十三年五月十九日までとする。

5 この法律は、平成三年五月二十日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、大都市地域における市街化区域内農地の残存状況等にかんがみ、これらの計画的な

促進するため、農住組合の設立認可申請期限を延長するとともに、農住組合を設立することができ

る発起人の要件についてその所有する市街化区域内農地に係る地域要件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第九十条中「都府県知事」を「都道府県知事」に改め、「第一百五十二条の十九第一項の指定都市」の下に「（以下「指定都市」という。）」を加える。

第九十五条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第九十六条第一項及び第九十七条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

平成三年三月六日
右報告する。

宅地化を促進するため、必要な措置と認め、可

決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付する」とに決した。

農住組合法の事業活動を通じて市街化区域内農地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き

決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付する」とに決した。

右報告する。

国会に提出する。

平成三年二月十一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

土地区画整理事業の施行の要請に係る土地の区域の面積の条件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 土地区画整理事業の施行の要請に係る土地の区域の面積に関する条件を二ヘクタール以上に引き下げるものとする。
- 2 特定市街化区域農地の所有者が市に対して士地区画整理事業の施行の要請をすることができる期限及び特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して賃貸住宅又は分譲住宅を建設する場合等における住宅金融公庫の貸付けの特例(貸付金利の軽減)を適用する期限を、平成十二年三月三十一日まで延長するものとする。
- 3 この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、大都市地域の著しい住宅需要にかんがみ、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年三月六日

建設委員長 桜井 新
衆議院議長 横内 義雄殿

[別紙]
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 土地基本法の精神に沿った総合的な地価対策を強力に推進するとともに、市街化区域内農地の宅地化のための施策の推進に際しては、勤労者のための世帯向けの良質な賃貸住宅が低廉な家賃で供給できるよう努めること。
- 2 土地区画整理事業等を積極的に活用し、市街化区域内農地の計画的な宅地化の推進に努めること。

- 3 国及び地方公共団体は、農業組合制度の普及及く啓発に努めるとともに、組合が行う事業に對して積極的に助言・指導等をすること。

再生資源の利用の促進に関する法律案

右

国会に提出する。

平成三年二月二十二日

内閣總理大臣 海部 俊樹

再生資源の利用の促進に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針等(第三条・第九条)

第三章 特定業種(第十一条・第十二条)

第四章 第一種指定製品(第十三条・第十五条)

第五章 第二種指定製品(第十六条・第十七条)

第六章 指定副産物(第十八条・第二十条)

第七章 雑則(第二十一条・第二十五条)

第八章 罰則(第二十六条・第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(以下「副産物」という。)のうち有用なものであつて、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 1 主務大臣は、再生資源の利用を総合的かつ計画的に推進するため、再生資源の利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。
- 2 基本方針は、再生資源の種類ごとにこれを利用することができるものとし、又は利用すべき者の利用の目標、環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促

の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源の種類ごとに政令で定める業種をいう。

これが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

4 この法律において「第二種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収(類似の物品と分別して回収すること)をいふ。以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

5 この法律において「指定副産物」とは、副産物であつて、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいふ。

6 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

7 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

8 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

9 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

10 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

11 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

12 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

13 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

14 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

15 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

16 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

17 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

18 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

19 以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

官報(号外)

- 進の意義に関する知識の普及に係る事項その他再生資源の利用の促進に関する事項について、再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 3 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。
- (事業者等の責務)
- 第四条 工場若しくは事業場（建設工事に係るもの）を含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行つて際して再生資源を利用するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。
- (消費者の協力)
- 第五条 消費者は、再生資源の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする。
- (資金の確保等)
- 第六条 国は、再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、物品の調達に当たつては、再生資源の

利用を促進するよう必要な考慮を払うものとする。

(科学技術の振興)

第七条 国は、再生資源の利用の促進に資する科

学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

認めることは、特定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十二条 主務大臣は、特定事業者であつて、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該特定業種に係る再生資源の利用が第十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定業種に係る再生資源の利用に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(指導及び助言)

第十四条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、第一種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

3 前項に規定する判断の基準となるべき事項

は、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による

- (国民の理解を深める等の措置)
- 第八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に關する国民の協力を求めよう努めなければならない。
- (地方公共団体の責務)
- 第九条 地方公共団体は、國の施策に鑑じて再生資源の利用を促進するよう努めなければならない。
- (第三章 特定業種)
- (特定事業者の判断の基準となるべき事項)
- 第十条 主務大臣は、特定業種に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定業種に属する事業を行う者（以下「特定事業者」という。）の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定業種に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- (指導及び助言)
- 第十四条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、第一種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進が第十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定事業者に該当するものの当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進が第十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定事業者に該当する再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進が第十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種指定事業者に該当する再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (第一種指定製品)
- 第十五条 主務大臣は、第一種指定事業者であつて、その製造又は販売に係る第一種指定製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するときは、第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定事業者に該当する再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第一種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

- (第一種指定事業者の判断の基準となるべき事項)
- 第十六条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進が第十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定事業者に該当する再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定事業者に該当する再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (第一種指定事業者の判断の基準となるべき事項)
- 第十七条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第
- 2 主務大臣は、前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定事業者に該当する再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 第二種指定製品

(第一種指定事業者の表示の標準となるべき事項)

第十六条 主務大臣は、第二種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第二種指定製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示に際して第二種指定製品の製造、加工又は販売の事業を行なう者(以下「第一種指定事業者」という。)が遵守すべき事項

(勧告及び命令)

第十七条 主務大臣は、前条の主務省令で定める同条第一号に掲げる事項(以下「表示事項」といいう。)を表示せず、又は同条の主務省令で定める同条第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」といいう。)を遵守しない第二種指定事業者があるときは、当該第二種指定事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第二種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた第二種指定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に従わなかつた場合において、当該第二種指定事業者をとらなかつた場合において、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるとときは、政令で定める審議会の意見を聽取して、当該第一種指定事業者に対する勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

を聽いて、当該第二種指定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがができる。

第六章 指定副産物

(第二種指定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十八条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において指定副産物に係る業種に属する事業を行う者(以下「第三種指定事業者」といいう。)の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 第十三第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるところを表示せず、又は同条の主務省令で定める同条第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」といいう。)を遵守しない第三種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘査して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十七条 主務大臣は、第三種指定事業者である工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源の利用に関する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十条 主務大臣は、第三種指定事業者である工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源の利用に関する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条 主務大臣は、第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源の利用に関する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十二条 第十二条第三項、第十七条第三項又は第二十条第三項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は異議申立て人に對し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行つた後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、審査請求人又は異議申立て人及び利害關係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えなければならない。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次の職員に、第一種指定事業者又は第二種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、第一種指定製品又は第二種指定製品、帳

をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた第三種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

簿、書類その他の物件を検査させることができるもの。

3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者に對し、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者に對し、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者に對し、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者に對し、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者に對し、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者に對し、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させされなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、審査請求人又は異議申立て人及び利害關係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えなければならない。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次の職員に、第一種指定事業者又は第二種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、第一種指定製品又は第二種指定製品、帳

二 第十三条第一項の規定による基本方針の策定及び公表並びに同条第三項の規定による基本方針の改定に関する事項については、通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣、運輸大臣及び環境庁長官によるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十一條に規定する指導及び助言、第十二条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項について、当該特定業種に属する事業を所管する大臣

三 第十三条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十四条に規定する指導及び助言、第十五条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、第十六条の規定による表示の標準となるべき事項の策定、第十七条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該第一種指定製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該第二種指定製品の製造、加工若しくは販売の事業を所管する大臣

四 第十八条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項において準用する第十三条第二項に規定する当該事項の改定、第十九条に規定する指導及び助言、第

二十一条第一項に規定する公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一条第三項の規定による報告の徵収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該指定副産物に係る業種に属する事業を所管する大臣の發する命令とし、同項第三号又は第四号に定める事項に関する事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号又は第四号に定める主務大臣の發する命令とする。

二　この法律における主務省令は、前項第二号に定める事項に関する事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号又は第四号に定める主務大臣の發する命令とする。

三　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十四条　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生大臣に対し、廃棄物の処理に関する命令を出し、再生資源の利用の促進について必要な協力を求めることができる。(経過措置)

第二十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令に違反しないで、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十六条　第十二条第三項、第十七条第三項等者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　第二十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を

し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

第二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十三号の次に次の「号を加える。

五十三の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十号の二(酒類に係る場合に限る。)の利用の促進に関する事務を管理すること。

百一十七条の二 所掌に係る事業における再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)に規定する再生資源をいう。)の利用の促進に関する事務を管理すること。

第十八条第一項中「から第四十三号まで」の下記、「百二十七号の二(酒類に係る場合に限る。)」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)
第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五条第五十三号の次に次の一号を加える。
五十三の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第号)を施行する。
(農林水産省設置法の一部改正)
第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第八十六号の次に次の一号を加える。
八十六の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理する。と。
(運輸省設置法の一部改正)
第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
第三条の二第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の一 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第号)の施行に関する事務(平成三年法律第号)の施行に関する事務とする。と。
(通商産業省設置法の一部改正)
第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第四十四号中「次号」を「第四十五号」と改め、同号の次に次の一号を加える。
四十四の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第号)の施行に関する事務とする。と。

(環境庁設置法の一部改正)

第八条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十
八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号の二の次に次の二号を加える。

五の三 再生資源の利用の促進に関する法律

(平成三年法律第二号)による基本方針
の策定、公表及び改定に関する事務で所掌
に属するものを処理すること。

理由

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が
国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生
資源の発生量が増加し、その相当部分が利用され
ずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効
な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑
制及び環境の保全に資するため、特定の業種又は
製品等に係る再生資源の利用又は利用の促進に関
する判断の基準となるべき事項の策定及び所要の
勧告等を行うこととともに、特定の製品に
係る再生資源の利用の促進に関する表示制度を設
けること等により、再生資源の利用を総合的に推
進する必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

再生資源の利用の促進に関する法律案(内
閣提出)に関する報告書

本案は、主要な資源の大部分を輸入に依存し
ていて我が国において、近年の国民経済の発展
に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当
部分が利用されずに廃棄されている状況にかん
がみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、
資源の有効な利用の確保を図るとともに、

に、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資す
るため、再生資源の利用を促進するための措置
を講じようとするもので、その主な内容は次の
とおりである。

に、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資す
るため、再生資源の利用を促進するための措置
を講じようとするものと認め、これを
とおりである。

1 定義

(一) 「再生資源」とは、使用された後の物品又
は工場等で発生する副産物のうち原材料と
して利用できるものをいう。

(二) 「特定業種」とは、再生資源を利用するこ
とが技術的、経済的に可能で、かつ、これ
を利用することが特に必要なものとして政
令で定める業種をいう。

(三) 「第一種指定製品」とは、使用された後の
物品等を再生資源として利用することを促
進することが特に必要なものとして政令で
定める製品をいう。

(四) 「第二種指定製品」とは、使用された後の
物品等を再生資源として利用することを目
的として分別回収をするための表示をする
ことが特に必要なものとして政令で定める
製品をいう。

(五) 「指定副産物」とは、工場等で発生する副
産物であって、再生資源として利用するこ
とを促進することが特に必要なものとして
政令で定めるものをいう。

(一) 主務大臣(通商産業大臣、建設大臣、農
林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣、運輸大
臣及び環境庁長官)は、再生資源の利用を
総合的かつ計画的に推進するため、基本方
針を定め公表する。

(二) 再生資源の利用を促進するため、事業

者 消費者、国及び地方公共団体の責務に
ついて定める。

3 特定業種
主務大臣は、再生資源の利用を促進するた
め、特定業種に属する事業者の判断の基準と
なるべき事項を定め、それに基づいて指導及
び助言を行うとともに、必要に応じ、勧告、
命令等を行う。

4 第一種指定製品
主務大臣は、再生資源の利用を促進するた
め、第一種指定製品について、その製造業者
及び販売業者の判断の基準となるべき事項を
定め、それに基づいて指導及び助言を行うと
ともに、必要に応じ、勧告等を行う。

5 第二種指定製品
主務大臣は、再生資源の利用を促進するた
め、第二種指定製品について、分別回収をす
る上での識別が可能となるような表示の標準
となるべき事項を定め、それに基づいて必要
に応じ、その製造業者又は販売業者に対し、
勧告、命令等を行う。

6 指定副産物
主務大臣は、再生資源の利用を促進するた
め、指定副産物について、当該指定副産物に
係る事業者の判断の基準となるべき事項を定
め、それに基づいて指導及び助言を行うとと
もに、必要に応じ、勧告、命令等を行う。

商工委員長 奥田 幹生

平成三年三月六日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

再生資源の利用の促進に関する法律案に
付する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、再生資源の利用の
促進が廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資す
るものであるとの認識に立ち、特に次の諸点につ
き適切な措置を講ずべきである。

一 再生資源の利用を促進するためには、消費者
を含めた広範な関係者の協力が必要であること
にかんがみ、基本方針にその趣旨を明確にする
とともに国民の理解を深めるよう積極的な指導
に努めること。

二 特定業種、指定製品、指定副産物の指定につ
いては、それぞれの固有の事情にも配慮しつ
つ、可能な限り広範囲に行うとともに、判断基
準については、事業者の一層の努力を促すこと
となるよう定めること。

三 再生資源の発生及び利用の状況等に関する情
報の収集・提供に努めるとともに、再生資源の
利用の促進についての国民の自主的な努力に対
し、積極的な支援を行うこと。

四 環境の保全に万全を期する観点から、本法及び廢棄物の適切な処理・処分のための施策を関係行政機関の連携を密にしながら総合的かつ効果的に実施するとともに、今後良好な生活環境の確保に必要と思われる諸施策の充実強化に引き続き努めること。

右
歐州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件

國会に提出する。

平成三年二月十八日

内閣總理大臣 海部 桂樹

歐州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件

歐州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

中欧及び東欧の諸国が、複数政党制民主主義を現実に実施することを推進し、民主主義的な諸制度、法の支配及び人権の尊重を強化する意図を有すること並びに市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進するという目的を長期的な基礎に立って達成するため、また、これらの国が完全に国際経済に統合されるよう支援することを目的として、受益国が、独占の排除、分権化及び民営化を含む構造的な及び部門別の経済改革を実施することを次の方法によつて援助する。

(i) 民間その他の関心を有する投資家を通じ、生産的であり、かつ、競争的である民間の分野の特に中小企業の活動の育成、改善及び拡大を促進すること。

(ii) (i)に定める目的のため、国内及び外国の資本を調達し並びに経験のある経営者を活用すること。

iii) 生産的な投資（サービス及び金融の部門に対するもの並びに民間及び企業家の自発的活動を支援するために必要な場合には、関連する経済基盤に対するものも含む。）を助長し、これにより競争的な環境を作り並びに生産性、生活水準及び労働条件が向上することを支援すること。

iv) 関係事業計画（個別のあるか特定の投資計画に関するものであるかを問わない。）の準備、資金調達及び実施のための技術

る。よつて、この協定を締結することとしたした。これが、この案件を提出する理由である。

複数政党制民主主義、法の支配、人権の尊重及び市場経済の基本原則を誓約し、

歐州における安全保障及び協力に関するヘルシンキ会議の最終文書、特にその諸原則に関する宣言を想起し、

中欧及び東欧の諸国が、複数政党制民主主義を現実に実施することを推進し、民主主義的な諸制度、法の支配及び人権の尊重を強化する意図を有すること並びに市場指向型経済に向かって発展するために改革を実施する意図を有することを歓迎し、中欧及び東欧の諸国が経済的な発展を促進し、これら諸国の経済が国際的に競争力を持つよう助力し、これら諸国が復興及び開発を支援し、並びに適当な場合にはこれら諸国が経済に対する融資に関する危険を減少させるため、緊密なかつ調整の団られた協力が重要であることを考慮し、この協定は、中欧及び東欧の各国の政治的及び経済的改革を支援し、これらの改革を実施していく国々の市場指向型経済への移行等を促進するため歐州復興開発銀行を設立すること及びその運営について定めることを目的とするものである。我が国がこの協定を締結することは、中欧及び東欧の各国の政治的及び経済的改革の推進に協力しようとする我が国との基本政策に合致するものであり、また、我が国と中欧及び東欧の各友好関係を増進する見地からも有意義であると認められ

ることを目的とする。

第二条 任務

1 銀行は、中欧及び東欧の各國における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進すること。

2 1に定める任務の遂行に当たり、銀行は、すべての加盟者との間で並びにこの協定の範囲内に定める任務を促進するその他の活動及び役務の提供を行うこと。

(i) 上健全なかつ持続的な開発を促進すること。

(ii) 銀行の活動のすべての範囲において、環境に実行可能な事業を支援すること。

(iii) 銀行が適切と認める方法により、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関及び経済協力開発機構との間で緊密な協力をを行うものとし、また、国際連合及びその専門機関並びに他の関連する機関並びに中欧及び東欧の各國の経済的な発展及びこれらの国への投資に關係する団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）と協力する。

第三条 加盟者の地位

1 銀行の加盟者の地位は、次のものに對して開放する。

(1) 欧州の国

(2) 欧州の国以外の国（国際通貨基金の加盟国に限る。）

(3) 欧州経済共同体及び欧州投資銀行

2 1の規定に基づいて加盟者の地位を得る資格を有する国であつて第六十一条の規定に従つて加盟者とならないものは、銀行が決定する条件に従い、かつ、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上

を代表するものによる賛成投票により銀行への加盟を承認される。

第二章 資本

第四条 授権資本

1 当初の授権資本は、百億(100,000,000,000)歐州通貨単位とする。この授権資本は、それぞれ一万(10,000)歐州通貨単位の額面価額を有する百万(1,000,000)株に分け、その株式には、次条の規定に従い加盟者のみが応募することができる。

2 当初の資本は、払込株式と請求払株式とに分ける。当初の払込株式の額面価額の総計は、三十億(30,000,000,000)歐州通貨單位とする。

3 総務会は、適当と認める時に、及び適当と認められる条件で、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる投票により授権資本を増額することができる。

第五条 株式の応募

1 各加盟者は、各自の法律の要件を満たすことを条件として、銀行の株式に応募する。当初の授権資本への各加盟者の応募は、払込株式及び請求払株式につき三対七の比率で行う。第六十一条の規定に従つて加盟者となるこの協定の署名者が応募することができる当初の株式数は、附屬書Aに掲げる数とする。加盟者が当初に応募する株式数は、百株以上とする。

2 第三条の規定に従つて加盟を承認される国が応募する当初の株式数は、総務会が決定する。ただし、いかなる応募も、欧州経済共同体の加盟国並びに欧州経済共同体及び欧州投資銀行が

保有する資本の割合を応募済資本の総額の過半数より減少させることとなるときは、認められない。

3 総務会は、銀行の資本を五年を超えない間半を置いて検討する。授権資本が増額される場合には、各加盟者は、総務会が決定する一定の条件に従い、資本の増額の直前において自己の応募額が応募済資本の総額に対して占める割合に等しい割合で資本の増額分について応募する適当な機会を与えられる。加盟者は、資本の増額のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

4 総務会は、3の規定に従うことの条件として、加盟者の要請に基づき、当該加盟者の応募額を増額すること又は当該加盟者に他の加盟者が引き受けない授権資本の範囲内で株式を割り当てることができる。ただし、いかなる加盟者も、応募額の増額も、欧州経済共同体の加盟国並びに欧州経済共同体及び欧州投資銀行が保有する資本の割合を応募済資本の総額の過半数よりも減少させることとなつてはならない。

5 加盟者が当初に応募する株式は、額面で発行する。その他の株式も、総務会が総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の三分の二以上を代表するものによる投票により他の条件による発行を決定する特別の場合を除くほか、額面で発行する。

6 株式は、方法のいかんを問わず、質に入れ又被し、加盟を承認される國に従つて銀行に譲渡する場合を除くほか、譲渡してはならない。

7 株式に基づく加盟者の責任は、その株式の発行価格の未払込部分相当額を限度とする。加盟者は、加盟者であるという理由によって、銀行の義務に對して責任を負うものではない。

8 この条の規定の適用上、欧州通貨単位による払込み又は表示には、払込み又は現金化の日の

行価格の未払込部分相当額を限度とする。加盟者は、加盟者であるという理由によって、銀行の義務に對して責任を負うものではない。

第六条 応募額の払込み

1 第六十一条の規定に従つて加盟者となるこの協定の署名者が当初に応募した額の払込株式の払込みは、その額の二十パーセントずつの五回の分割払によつて行う。各加盟者は、この協定の効力発生の日の後六十日以内の日に又は当該加盟者が第六十一条の規定に従い批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日がこの協定の効力発生の日より遅い場合には寄託する日の後六十日以内の日に最初の分割払の額を払い込む。

残りの四回の分割払の額は、順次、前回の分割払の額の払込期限が到来した日から一年後に払込期限が到来し、各加盟者の各自の法律の要件に従つて払い込む。

2 1の規定に基づく各分割払の額又は第三条の規定に基づき加盟を承認された国による各分割払の額の五十ペーセントは、当該加盟者が発行する欧州通貨単位、合衆国ドル又は日本円で払い込む。この払込請求は、各請求払株式について当該払込請求時に計算される欧州通貨単位の額で同一となるように行う。

3 当初の資本の株式への応募に関する加盟者のすべての払込義務は、欧州通貨単位、合衆国ドル又は日本円のいずれかにより、千九百八十九年九月三十日から千九百九十年三月三十一日までの間（両日を含む）の欧州通貨単位に対するそれぞれの通貨の平均為替相場を基準として履行する。

4 銀行の請求払資本に対する応募額の払込みは、銀行の債務を履行するために必要な場合に限り、第十七条及び第四十二条の規定を考慮して払込請求に応じて行う。

5 4に規定する払込請求の場合には、加盟者は、欧州通貨単位、合衆国ドル又は日本円で払い込む。この払込請求は、各請求払株式について当該払込請求時に計算される欧州通貨単位の額で同一となるように行う。

6 銀行は、この条の規定に基づいて払込みが行われる場所を銀行の総務会の創立総会の後一箇月以内に決定する。ただし、その決定が行われるまでは、1に規定する最初の分割払の払込みは、銀行の受託者としての欧州投資銀行に対して行う。

7 1から3までに規定するもの以外の応募につき、加盟者による授権資本の払込株式に対する応募額の払込みは、現金又は約束手形その他の債務証書に対する要求は、各加盟者に対する要求の価額が面価額で銀行に払い込まれるものでなければならぬ。これらの約束手形その他の債務証書に付する要求は、各加盟者に対する要求の価額がその要求が行われる時の欧州通貨単位で、これらの約束手形その他の債務証書を寄託した各加盟者が応募し及び保有する払込株式の数に、合

理的な期間を通じて比例するように行う。

8 この条の規定の適用上、欧州通貨単位による払込み又は表示には、払込み又は現金化の日の

おいて欧州通貨単位による関係債務の価額と等

しい価額の完全に交換可能な通貨による払込み又は表示を含む。

第七条 通常資本財源

この協定において、銀行の「通常資本財源」には、次のものを含む。

(i) 第五条の規定に基づいて応募された銀行の授権資本へ払込株式及び請求払株式を含む。)

(ii) 第二十条1(i)の規定によって与えられた権限に基づき銀行が借入れによって調達した資金。前条4に定める払込請求応諾義務は、この資金について適用する。

(iii) 及び(iv)に定める財源で行われた貸付け又は保証に係る返済によって得た資金及び当該財源で行われた株式又は持分への投資の処分による収入。

(iv) 及び(v)に定める財源で行われた貸付け及び株式又は持分への投資から生ずる収入並びに銀行の特別業務の一部を構成しない保証及び証券の引受けから生ずる収入。

(v) 銀行が受領するその他の資金又は収入で第十九条に規定する銀行の特別基金財源の一部を構成しないもの。

第三章 業務

第八条 受益国及び財源の使用

1 銀行の財源及び便宜は、専ら、第一条に規定する目的を実施し及び第二条に規定する任務を遂行するために使用する。

2 銀行は、市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動の促進を着実に実行し、かつ、具体的な措置等により第一条规定する諸原則を適用する中欧及び東欧の国においてその業務を行うことができる。

3 加盟国が第一条の規定と合致しない政策を実施しているおそれがある場合又は例外的な場合には、理事会は、加盟国による銀行の財源の利用を停止し又はその利用につきその他の変更を行なうべきであるかを検討しなければならず、また、その検討に従い総務会に勧告することができる。これらの問題についてのいかなる決定も、総務会が総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによって行なう。

4 (i) 潜在的な受益国は、この協定の効力発生後に始まる三年の期間は、限定された目的のために財源を利用する機会を提供するよう銀行に対し要請することができる。この要請は、当該要請が行われた後直ちにこの協定の不可分の一部として添付される。

(ii) (i)に規定する期間中、

(a) 銀行は、(i)に規定する要請を行った国又はその領域内の企業に対し、その要請に基づき、第十一条に定める割合に従い、民間部門に対して融資し、国有企业の民間による所有及び支配への移行を容易にし並びに競争的に活動しつつある企業の民間による所有及び支配への移行を容易にするため特に民間又は外国の業務の分離

1 銀行の通常資本財源及び特別基金財源は、これらはその保管、使用、使用約束、投資又は处分に当たり、いかなる時にも、かつ、いかなる点においても、それぞれ完全に別個なものとする。銀行の財務諸表においては、通常業務とともに銀行の準備金を示し、また、これらとは別個に特別業務を示す。

2 銀行の通常資本財源は、いかなる場合にも、特別業務から又は当初に特別基金財源を使用し若しくはその使用を約束した他の活動から生じた損失又は債務を負担してはならず、又はこれらを処理するために用いてはならない。

3 通常業務に直接関係する費用は、銀行の通常資本財源の負担とする。特別業務に直接関係する費用は、第十八条1の規定に従うこととを条件として、銀行が決定するところに従つて負担される。

第十一条 業務の方法

(i) に規定する期間が経過した時に、当該国に対し(ii)及び(iii)に定める制限を超える銀行の

財源の利用を認める決定は、総務会が総務の総数の四分の三以上の多数であつて加盟者の総投票権数の八十五パーセント以上を代表するものによって行なう。

第九条 通常業務及び特別業務

銀行の業務は、第七条に規定する銀行の通常資本財源によって賄う通常業務及び第十九条に規定する特別基金財源によって賄う特別業務とする。これらの二の業務は、組み合わせることができるものによって行なう。

(i) 民間部門の企業に対し、競争的に活動しかつ市場指向型経済への参加へ移行しつつある国有企业に対し、並びに国有企业の民間による所有及び支配への移行を容易にするため特に民間又は外国の業務の分離

(ii) 競争的に活動しつつある国有企业に対し、並びに国有企业の民間による所有及び支配への移行を容易にするため特に民間又は外国の業務の分離

(iii) 民間部門の企業の株式又は持分への投資を行うこと。

(iv) 他に融資の適当な手段がない場合には、民間部門の企業及び、(b)に定める目的のため、(c)に規定する国有企业による株式又は持分への投資を行うこと。

(v) 他に融資の適当な手段がない場合には、民間部門の企業及び、(b)に定める目的のため、(c)に規定する国有企业による株式又は持分に係る証券の発行を引き受けること。

(vi) 他に融資の適当な手段がない場合には、民間部門の企業又は、(i)に定める目的のため、(ii)に規定する企業による国内資本市場及び国際資本市場の利用を容易にすること。

(vii) 特別基金財源をその使用について定める合意に従つて用いること。

(viii) 民間部門の発展及び市場指向型経済への移

行のために必要な経済基盤の復興又は開発（環境計画を含む。）のため、貸付けを行い又は貸付けに参加し及び技術援助を供与すること。

この1の規定の適用上、国有企業は、競争的な市場環境において自律的に活動しかつ破産法の適用を受けるものでない限り、競争的に活動しているとは認められない。

2 (i) 理事会は、各受益国に対する銀行の業務及び貸付け方針が第一条及び第二条に規定する銀行の目的及び任務に十分に適合していることを確保するため、少なくとも毎年これらの業務及び貸付け方針の見直しを行う。この見直しに基づく決定は、理事の総数の三分の二以上の大数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによって行う。

(ii) 当該見直しには、特に、各受益国の分権化、独占の排除及び民営化に関する進展についての検討並びに銀行の貸付けであって、民間企業に対するもの、市場指向型経済への参加又は民営化へ移行しつつある国有企業に対するもの、経済基盤のためのもの、技術援助のためのもの及び他の目的のためのもの相対的な比率についての検討を含む。

(iii) 銀行は、その貸付け、保証及び株式又は持分への投資を、銀行のこれらについての約束額の合計の四十パーセントを超えない限度において、また、この条に規定する他の業務を害さない限りにおいて、公的部門に供与するものとする。その比率の制限は、銀行の業務の開始の日から当初の二年間を一の期間として、その後は各会計年度ごとに適用する。

(iv) 銀行は、いづれの国に対しても、銀行の貸付け、保証及び株式又は持分への投資を、五年間を一の期間として、銀行のこれらについての約束額の合計の四十パーセントを超えない限度において、また、この条に規定する他の業務を害さない限りにおいて、公的部門に供与するものとする。

四 この3の規定の適用上、

(a) 公的部門には、国及び地方の政府、これらの機関並びにこれらのいづれかが所有し又は支配する企業を含む。

(b) 民間による所有及び支配を達成するための計画を実施している国有企業に対する貸付け、保証又は株式若しくは持分への投資は、公的部門に供与されるものと解してはならない。

(c) 金融仲介機関が民間部門に対し転貸を行うための貸付けは、公的部門に供与されるものと解してはならない。

第五条 通常業務に対する制限

1 銀行が通常業務として行った貸付け、株式又は持分への投資及び保証の現在高総額が銀行の通常資本財源に含まれる毀損されていない応募額を増額してはならない。

2 株式又は持分への投資の額は、関係企業の資本について理事会が一般規則において適当と決定する比率を通常超えてはならない。銀行は、

ととなる場合には、いかなる時にも当該現在高総額を増額してはならない。

(iv) 銀行は、加盟国の反対があるときは、その加盟国の領域内の事業に融資してはならない。

(v) 銀行は、すべての投資につき合理的な多様性を保つよう努めなければならない。

い。ただし、当該投資のいづれかに対する債務不履行が現に生じ又は生ずるおそれがある場合、当該投資が行われた企業の支払不能が現に生じ又は生ずるおそれがあると銀行が認める場合には、銀行は、その利益の保護のため、必要と認める措置をとり及び必要と認める権利を使用することができる。

3 銀行の株式又は持分への投資の実行残高は、いかなる時にも、毀損されていない応募額を超過してはならない。

4 銀行は、輸出信用のための保証は行わず、また、保険業務も行わない。

第六条 業務の原則

銀行は、次の原則に従つて業務を行ふ。

(i) 銀行は、そのすべての業務について健全な銀行経営の原則を適用する。

(ii) 銀行は、第一条及び第二条に規定するその目的及び任務を達成するため、特定の事業計画（個別のものであるか特定の投資計画に関するものであるかを問わない。）に対し融資を行うこと及び技術援助を供与することを業務とする。

(iii) 銀行は、直接貸付けを行う場合には、支出が実際に生じたときのその支出に充てるためのみ借入人が資金を引き出すことを認める。

第七条 貸付けの条件

銀行は、直接貸付けを行う場合には、支出

が実際に生じたときのその支出に充てるためのみ借入人が資金を引き出すことを認める。

(iv) 銀行は、満足すべき条件でその投資を民間投資者に適当に売却することができるときはいつでも、そのような売却を行うことによりてその資金を回転させるように努めなければならない。

(v) 銀行は、個々の企業に投資するに当たり、当該企業の要求、銀行が負担する危険及び民間投資者が類似の融資を行うに際し通常確保する条件を考慮して、銀行が適当と認める条件に従つて融資を行う。

(vi) 銀行は、その通常業務又は特別業務として行う貸付け、投資その他の融資に係る資金により行われる物品及び役務のいかなる国からの調達についても制限を課してはならない。

(vii) 銀行は、合理的であると認める条件で申請者は、職員による審査に基づく当該申請に関する報告書を意見を付して理事会に提出する。

(viii) 銀行は、合理的であると認める条件で申請人が第三者から十分な融資又は便宜を受けることができる場合には、いかなる融資又は便益の供与も行つてはならない。

(ix) 申請人は、貸付け、保証又は株式若しくは持分への投資が行われるに先立ち、適切な申請を提出するものとし、また、銀行の総裁

また、適当な場合にはいつでも、貸付けその他の業務に関し国際入札を行うことを条件とする。
 (xiii) 銀行は、銀行が行い、保証し若しくは参加した貸付けの資金又は株式若しくは持分に投資した資金が、その貸付け又は株式若しくは持分への投資が行われた目的のためにのみ使用されること並びにその使用に当たり経済性及び有効性の問題に妥当な注意が払われることを確保するため、必要な措置をとる。

第十四条 貸付け及び保証に関する条件
 1 銀行が行い、参加し又は保証する貸付けの場合には、貸付け又は保証に関する条件(貸付け又は保証に関するそれぞれの元本、利子及び貸付手数料又は保証料の支払、他の手数料、償還期限並びに支払日を含む。)は、契約によつて定められる。銀行は、この条件を定めるに当たり、銀行の収入を確保する必要を十分に考慮に入れる。

2 貸付け又は保証の受益人が加盟国自身でなく国有企业である場合には、銀行は、望ましいと認めるときは、民間による所有及び支配に移行しつつある国有企业に対しては適当な方法に留意し、当該貸付け又は貸付けの保証の対象となる事業計画が行われる領域の属する加盟国又はその公的機関若しくは下部機関で銀行が受諾することのできるものが貸付けの条件に従つた元本の償還並びに利子及び手数料の支払を保証することを要求することができる。理事会は、毎年、銀行の信用力に注意を払い、このような問題に関する銀行の処理について見直しを行う。

1 受手手数料
 2 銀行は、通常業務として貸付けの保証を行う場合又は証券の売却に当たつてその引受けを行ふ場合には、銀行の危険を適切に補うため、理事会が決定する率及び回数によって支払われる保証料又は引受手数料を課す。

3 理事会は、銀行が通常業務に関する手数料及び銀行が特別業務に関する手数料を決定することができる。

第十六条 特別準備金

1 銀行が前条の規定に基づいて受領した貸付手数料、保証料及び引受手数料の額は、特別準備金として積み立てるものとし、次条の規定に従つて銀行の損失を補填するため保留する。

2 理事会は、特別準備金の規模が十分であると決定する場合には、前条に規定する貸付手数料、保証料又は引受手数料の全部又は一部が、以後、銀行の利益の一部となることを決定することができる。

3 第十七条 銀行の損失の補填の方法

銀行がその通常業務として行い、参加し又は

すべての支払に用いる一若しくは二以上の通貨又は欧洲通貨単位を明示する。

第十五条 貸付手数料及び保証料又は引受手数料
 1 銀行は、通常業務として行い又は参加した貸付けに対して、利子のほかに、貸付手数料を課す。この貸付手数料の条件は、理事会が決定する。

2 銀行は、通常業務として貸付けの保証を行ふ場合又は証券の売却に当たつてその引受けを行ふ場合には、銀行の危険を適切に補うため、理事会が決定する率及び回数によって支払われる保証料又は引受手数料を課す。

3 貸付け又は保証の契約には、銀行に対するすべての支払に用いる一若しくは二以上の通貨又は欧洲通貨単位を明示する。

保証した貸付けに關し債務の履行遲滞その他債務不履行が生ずる場合並びに証券の引受け及び株式又は持分への投資に關し損失が生ずる場合には、銀行は、適当と認める措置をとる。銀行は、予想される損失に備え適当な引当金を保持する。

銀行の通常業務において生ずる損失には、次のものを充てる。

(i) 最初に1に規定する引当金
 (ii) 第二に純益
 (iii) 第三に前条に規定する特別準備金
 (iv) 第四に一般準備金及び剰余金
 (v) 第五に毀損されていない払込資本
 (vi) 最後に第六条の4及び5の規定に従い払込みを請求される応募済みの請求払資本中の請求未済分の適当な額

(vii) 第十八条 特別基金
 1 銀行は、その目的に役立つことを意図しきつて費用は、当該特別基金によって負担される。

2 銀行が管理を受諾した特別基金は、銀行の目的及び任務、その他この協定の関連規定並びに当該特別基金に関する合意に合致するいずれの方法及び条件によつても使用することができるとする。

(a) 銀行は、その債務証書をいづれかの国の領域において売却するに先立ち、その国の承認を得なければならない。

(b) 銀行は、その債務証書がいづれかの加盟国の通貨で表示される場合には、その加盟国の承認を得なければならない。

3 銀行は、各特別基金の設定、管理及び使用のため必要な規則を採択する。この規則は、明らかに銀行の通常業務にのみ適用される規定を除くほか、この協定の規定に適合しなければならない。

(i) 業務上必要としない資金を投資し又は預金すること。
 (ii) 銀行が発行し、保証し又は投資した証券を流通市場において売買すること。

するためその証券を保証すること。

第十九条 特別基金財源

「特別基金財源」とは、特別基金の財源をいい、(i) 銀行がいづれかの特別基金に繰り入れたために受け入れる資金

(ii) いづれかの特別基金の財源から行われた貸付け又は保証に關して返済された資金及び当時の収入であつて、当該特別基金を規制する

該財源から行われた株式又は持分への投資かのものである。銀行は、この特別基金を規制する規則に従つて当該特別基金によつて受領されたものを受け入れる。

(iii) 第二に純益

(iv) 第三に前条に規定する特別準備金

(v) 第四に一般準備金及び剰余金

(vi) 第五に毀損されていない払込資本

(vii) 第六条の4及び5の規定に従い払込みを請求される応募済みの請求払資本中の請求未済分の適当な額

(viii) 第十八条 特別基金

1 銀行は、この協定において別に規定する権限のほか、次の権限を有する。

(i) 加盟国内又は加盟国外において資金を借り入れること。もつとも、常に次のことを条件とする。

(a) 銀行は、その債務証書をいづれかの国の領域において売却するに先立ち、その国の承認を得なければならない。

(b) 銀行は、その債務証書がいづれかの加盟国の通貨で表示される場合には、その加盟国の承認を得なければならない。

(c) 業務上必要としない資金を投資し又は預金すること。

(d) 銀行が発行し、保証し又は投資した証券を流通市場において売買すること。

するためその証券を保証すること。

官報(号外)

- (v) 銀行の目的及び任務に合致する目的のため、いすれかの企業が発行する証券を引き受け又はその引受けに参加すること。
- (vi) 銀行の目的に役立ちかつ銀行の任務の範囲内に入る技術的な助言及び援助を行うこと。
- (vii) この協定の規定に従い、銀行の目的及び任務を推進するため必要な又は適当な範囲内で、その他の権限を行使し及び規則を採択すること。
- (viii) いすれかの公的又は私的な団体と協力に関する取決めを締結すること。
- 2 銀行が発行し又は保証する各証券には、いかなる政府又は加盟者の債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面に行う。ただし、実際には、この限りでないものとし、この場合には、その旨を記載する。

第五章 通貨

- 1 第二十一条 通貨の決定及び使用

- 1 銀行に、総務会、理事会、總裁、一人又は二人以上の副総裁並びに必要と認めるその他の役員及び職員を置く。
- 2 第二十二条 機構
- 1 各加盟者は、総務会に代表者を出すものとし、總務一人及び代理一人を任命する。總務及び代理は、任命した加盟者が任意に定めるところに従って勤務する。代理は、總務が不在である場合を除くほか、投票することができない。
- 2 第二十四条 総務会の権限
- 1 銀行のすべての権限は、総務会に属する。
- 2 総務会は、その権限の一部又は全部を理事会は、年次会合のほか、総務会が定め又は理事会が招集する会合を開催する。理事会は、銀行の五以上の加盟者又は加盟者の総投票権数の四分の一以上の投票権を有する加盟者が要請したときは、総務会を招集する。
- 3 総務会の会合の定足数は、総務の総数の三分の一以上であつて加盟者の総投票権数の三分の

- (i) 新たな加盟国との加盟を承認し及びその加盟の承認の条件を決定すること。
- (ii) 銀行が借り入れによって取得する通貨
- 4 特別基金への提出として銀行が管理する通貨その他の財源
- 5 加盟者の資格停止を行うこと。
- 6 理事会が行ったこの協定の解釈又は適用に関する異議の中止を裁決すること。
- 7 他の国際機関との協力のため的一般的な協定の締結を許可すること。
- 8 理事及びその代理の報酬並びに總裁の給料その他勤務に関する契約の条件を定めること。
- 9 銀行の授権資本を増額し又は減額すること。
- 10 総務会は、規則を設けることにより、理事会が望ましいと認めるときに総務会の会合を招集することなく特定の問題に関する総務による投票を得る手続を定めることができる。
- 11 総務会及び権限を与えた範囲内で理事会は、銀行の業務を運営するために必要な又は適当な規則及び補助機関を採択し及び設置することができる。

- 1 第二十三条 総務会の構成
- 1 (i) 十一人は、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、連合王国、欧州経済共同体及び欧州投資銀行を代表する総務が選出する。
- 2 (ii) 十二人は、その他の加盟国を代表する総務が選出する。そのうち、
- 3 (iii) この協定において明示的に総務会に付与されたその他の権限を行使すること。
- 4 (iv) 総務会は、2の規定又はこの協定の他の規定に基づき理事会に委任され又は付与されたいかなる事項についても指揮監督を行う完全な権限を保有する。
- 5 第二十五条 総務会の手続
- 1 (a) 四人は、附属書Aに銀行からの援助を受ける資格を有する中欧及び東欧の国として掲げられる国を代表する総務が選出する。
- 2 (b) 四人は、附属書Aにその他の欧州の国として掲げられる国を代表する総務が選出する。
- 3 (c) 四人は、附属書Aに欧州の国以外の国として掲げられる国を代表する総務が選出する。

- 1 第二十六条 理事会の構成
- 1 (i) 理事会は、二十三人の理事で構成するものとし、これらの理事は、総務会の構成員であつてはならない。そのうち、
- 2 (ii) 十一人は、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、連合王国、欧州経済共同体及び欧州投資銀行を代表する総務が選出する。
- 3 (iii) 十二人は、その他の加盟国を代表する総務が選出する。
- 4 (iv) 総務会は、規則を設けることにより、理事会が望ましいと認めるときに総務会の会合を招集することなく特定の問題に関する総務による投票を得る手続を定めることができる。
- 5 (v) 総務会及び権限を与えた範囲内で理事会は、銀行の業務を運営するために必要な又は適当な規則及び補助機関を採択し及び設置することができる。

(号外) 報

代表するところに、投票を自己に委任した加盟者も代表することができる。

2 理事は、経済及び金融に関する問題について有能な者でなければならず、附属書Bに従って選出される。

3 総務会は、銀行の加盟店者の数の変動に考慮を払うため、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟店者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により、理事会の規模を拡大し若しくは縮小し又はその構成を修正することができる。総務会がその後の選挙に関しこの権限を行使できることを条件として、第二次の理事会の規模及び構成については、1に定めるところによる。

4 各理事は、不在のときに自己に代わって行動する完全な権限を有する代理を任命する。理事及び代理は、加盟店の国民でなければならぬ。いかなる加盟店も、二人以上の理事によつて代表されることはできるが、理事に代わつて行動しているときでなければ、投票することはできない。

5 理事は、三年間に在任し、再選されることができる。ただし、最初の理事会の理事は、総務会によりその創立総会において選出され、その後の総務会の第一回年次会合まで（総務会が当該年次会合においてその次の年次会合までと決定した場合には、その時まで）在任する。理事は、後任者が選出され、かつ、着任するまでの在任する。理事が任期の満了前百八十日を超える期間欠員となつた場合には、前任の理事を選出した總務は、この協定の附屬書Bに従い残任期間

のため後任者を選出する。選出には、当該総務による投票の過半数を必要とする。理事が任期の満了前百八十日を超えない期間欠員となつた場合にも、同様に、前任の理事を選出した總務による投票により残任期間のため後任者を選出することができる。選出には、当該総務による投票の過半数を必要とする。欠員の間は、前任の権限を行使できることを条件として、第

24条に規定する総務会の権限を害することなく、銀行の業務全般を運営する責任を有し、このため、この協定により明示的に与えられる権限のほか、総務会から委任されたすべての権限を行使する。特に、次の権限を有する。

(i) 総務会の作業を準備すること。

(ii) 総務会の一般的な指示に従い、貸付け、保証、株式又は持分への投資、銀行の借入れ、技術援助の供与その他の銀行の業務に関する決定を

政策を定め及びこれらの業務に関する決定を行うこと。

(iii) 各年次会合において総務会の承認を得た

め各会計年度の監査済みの決算書を提出すること。

(iv) 銀行の予算を承認すること。

(v) 各理事は、理事会における投票において、自己が代表する加盟店の票を投する資格を有する。この協定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、総務会が決定すべきすべての事項は、投票した加盟店の投票権数の過半数によって決定する。

6 各総務は、総務会における投票において、自己が代表する加盟店の票を投する資格を有する。この協定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、総務会が決定すべきすべての事項は、投票した加盟店の投票権数の過半数によって決定する。

7 総務会は、総務の総数の過半数であつて加盟店の投票権数の過半数を代表するものによる投票により銀行の総裁一人を選出する。総裁は、在任期間中、総務、理事、総務代理又は理事代理であつてはならない。

8 総裁の任期は、四年とする。総裁は、再選されることはできる。ただし、総裁は、総務会が総務の三分の二以上の多数であつて加盟店の投票権数の三分の二以上の多数を有する。この権限は、総裁がいづれかの理由により欠員となるときは、総務会は、1の規定に従い四年を限度とする期間で後任者を選出する。

9 総裁は、可否同数の場合の決定投票を除くほか、投票してはならない。総裁は、総務会の会合に参加することができるものとし、また、理事会の会合の議長となる。

10 総裁は、銀行の法律上の代表者とする。

11 総裁は、銀行の職員の長とする。総裁は、理事会が採択した規則に従い、役員及び職員の組織及び任免の責任を負う。役員及び職員の任命に当たっては、能率及び技術的能力が最も重要なが、総裁は、加盟店の広範な地理的基礎に基づいて採用することについても妥当な考

慮を払う。

12 総裁は、理事会の指揮の下に、銀行の経常的業務を行う。

3 総務会は、いづれの加盟店も、自国の国籍を有する理事がいない場合において自國に特に関係のある事項について審議が行われているときは、理事会の会合に投票権を有しないで出席する代表者一人を送ることができるよう、規則を採択する。

4 第二十九条 投票

1 各加盟店の投票権数は、銀行の資本における当該加盟店の応募済株式数に等しいものとする。加盟店が第六条の規定に基づく払込株式に係る当該加盟店の義務に関し、払込期限が到来した額のいづれかの部分を払い込んでいない場合には、当該加盟店は、その未払が継続する限り、払込期限の到来した未払額が銀行の資本における当該加盟店の応募済払込株式の総額に対して占める割合に相当する割合の投票権数を行使することができない。

2 各総務は、総務会における投票において、自己が代表する加盟店の票を投する資格を有する。この協定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、総務会が決定すべきすべての事項は、投票した加盟店の投票権数の過半数によって決定する。

3 総裁は、可否同数の場合の決定投票を除くほか、投票してはならない。総裁は、総務会の会合に参加することができるものとし、また、理事会の会合の議長となる。

4 総裁は、銀行の法律上の代表者とする。

5 総裁は、銀行の職員の長とする。総裁は、理事会が採択した規則に従い、役員及び職員の組織及び任免の責任を負う。役員及び職員の任命に当たっては、能率及び技術的能力が最も重要なが、総裁は、加盟店の広範な地理的基礎に基づいて採用することについても妥当な考

慮を払う。

6 総裁は、理事会の指揮の下に、銀行の経常的業務を行う。

第三十一条 副総裁

1 理事会は、総裁の勧告に基づき、一人又は二人以上の副総裁を任命する。副総裁は、理事会が定める期間在任し、かつ、理事会が決定するところに従い、権限を行使し、及び銀行の管理の任務を遂行する。総裁の不在又は心身の故障の場合には、副総裁は、総裁の権限及び任務を代行する。

2 副総裁は、理事会の会合に参加することはできるが、その会合における投票権を有しない。ただし、副総裁は、総裁に代わって行動するときは、決定投票を行うことができる。

第三十二条 銀行の国際的性格

1 銀行は、その目的又は任務を阻害し、ゆがめ又はその他の方法で変更するおそれのある特別基金又は他の貸付け若しくは援助を受け入れてはならない。

2 銀行、総裁、副総裁並びに役員及び職員は、決定を行うに当たっては、この協定に規定する銀行の目的、任務及び業務に関連した考慮のみに基づいて行う。これらの考慮に当たっては、銀行の目的及び任務を達成し及び遂行するため、公平に比較衡量を行う。

3 銀行の総裁、副総裁並びに役員及び職員は、職務の遂行に当たり、銀行に対するのみ責任を負い、その他の当局に対しては責任を負わない。銀行の各加盟者は、この責任の国際的性格を尊重し、これらの者の職務の遂行に影響を及ぼすすべての企団を差し控えなければならぬ。

第三十三条 事務所の所在地
銀行の主たる事務所は、ロンドンに置く。

第二 銀行は、代理事務所又は支所を銀行の加盟国

の領域内に設けることができる。

第三十四条 寄託所及び連絡経路

1 各加盟者は、銀行が保有する当該加盟者の通貨その他の銀行の資産の寄託所として、その中央銀行又は銀行との合意によって定める他の機関を指定する。

2 各加盟者は、銀行がこの協定の下で生ずる事項に関する連絡することができる適当な公的機関を指定する。

第三十五条 報告書の公表及び情報の提供

1 銀行は、監査済みの決算書を含む年次報告書を公表し、また、財務状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を三箇月以内の期間ごとに加盟者に送付する。財務会計に係る記録は、歐州通貨単位で行う。

2 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するためには望ましいと認めるその他の報告書を公表することができる。

3 この条に定めるすべての報告書、文書及び刊行物は、銀行の加盟者に配布する。

第三十六条 純益の割当て及び分配

1 総務会は、少なくとも毎年、銀行の純益から、準備金のための控除及び必要な場合には第十七条に規定する予想される損失に備えるための控除を行つたものについて、剰余金に繰り入れ又は他の目的のために割り当てる額及び分配が行われるべきは分配額を、決定する。銀行の純益の他の目的のための割当については、純益の総数の三分の一以上の多數であつて加盟者が行われるときは分配額を、決定する。

1 加盟者が銀行に對するいづれかの義務を履行しない場合には、銀行は、純益の三分の一

の総投票権数の三分の一以上を代表するものによつて決定する。いかなる割当て及び分配も、一般準備金が授權資本の少なくとも十パーセントに達するまでは行つてはならない。

2 1に規定する分配は、各加盟者が保有する株式の数に比例して行う。ただし、その払込年度の終了する時までに当該株式に関し現金によって受領した払込み及び約束手形によって受領した払込みで現金化されたものののみを考慮する。

2 加盟者は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利も行使することはできないが、引き続きすべての義務には服さなければならない。

第三十九条 旧加盟者との勘定の決済

3 各加盟者に対する支払は、総務会が決定する方法により行う。当該支払及び受領国によるその使用は、いかなる加盟者からも制限を受けない。

第七章 加盟者の脱退及び資格停止並びに業務の一時的停止及び終了

第三十七条 加盟者の脱退の権利

1 加盟者は、銀行に対する書面による通告を主たる事務所に送付することにより、いつでも銀行から脱退することができる。

2 加盟者による脱退は、通告に明記する日に効力を生ずるものとし、加盟者は、同日にその資格を失う。ただし、この日は、いかなる場合にも、銀行が当該通告を受領する日から少なくとも六箇月後の日でなければならない。もつとも、加盟者は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、脱退の意思の通告を取り消すことを書面により銀行に通告することができる。

第三十八条 資格停止

1 加盟者が銀行に對するいづれかの義務を履行しない場合には、銀行は、純益の三分の一

以上の多數であつて加盟者の総投票権数の三分の一以上を代表するものによる決定により、当該加盟者の資格を停止することができる。資格停止を受けた加盟者は、その資格停止の日から一年で自動的に銀行の加盟者でなくなる。ただし、資格停止に必要な多數と同様の多數により

停止を受けた加盟者は、その資格停止の日から一年で自動的に銀行の加盟者でなくなる。ただし、資格停止に必要な多數と同様の多數により

3

この条の規定に基づいて銀行が買戻す株式の代金の支払は、次の条件によるものとする。

(i) 旧加盟者に對してその株式の代金として支払うべき額は、当該旧加盟者、その中央銀行又は当該旧加盟者のいづれかの機関若しくは下部機関が、借入人又は保証人として銀行に對し引き続いて責任を負う間は、その支払を

保留するものとし、かつ、銀行の選択によりこの責任に係る債務にその期限が到来したとき充てることができる。第六条の4、5及び7の規定に基づく株式の応募から生ずる当該旧加盟者の責任を理由としては、いかなる額についてもその支払を保留してはならない。

(ii) 加盟者の株式の代金としてその加盟者に支払うべき額は、いかなる場合にも、その加盟者が加盟者でなくなった日から六箇月後までは支払わない。

(iii) 株式の代金の支払は、旧加盟者が買戻価格の全額を受領するまで、当該旧加盟者が株式を引き渡す都度、2の買戻価格として支払うべき額が(i)に定める貸付け、株式又は持分への投資及び保証に対する責任額の総計を超える額の範囲内で行うことができる。

(iv) 支払は、銀行が定める条件で、銀行が定める完全に交換可能な通貨又は欧州通貨単位により銀行が定める期日に行う。

(v) いづれかの加盟者が加盟者でなくなった日に残高がある保証、貸付けへの参加若しくは貸付けにつき銀行が損失を受けた場合又は銀行が保有する株式若しくは持分への投資について同日に銀行が純損失を被っている場合において、損失の額が同日における損失引当率

備金の額を超えるときは、当該旧加盟者は、

株式の買戻価格の決定の際にその損失が考慮されたいたとすれば株式の買戻価格から減額

戻す。更に、旧加盟者は、第六条4の規定に基づく未払込応募額に係る払込請求につき、株式の買戻価格の決定の際に資本に毀損が生じていて払込請求がされたとすれば要求されていたはずである額の範囲内で引き続き責任を負う。

いづれかの加盟者が加盟者でなくなった日から六箇月以内に銀行が第四十一条の規定に基づきその業務を終了する場合には、当該旧加盟者のすべての権利は、第四十一条から第四十三条规定に従つて定める。

第四十条 業務の一時的停止

理事会は、緊急の場合には、総務会が検討して

措置をとるまでの間、新規の貸付け、保証、証券の引受け、技術援助及び株式又は持分への投資について業務を一時的に停止することができる。

第四十一条 業務の終了

銀行は、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により業務を終了することができる。銀行は、業務の終了に当た

り、その資産の秩序ある換価、保全及び管理並びにその債務の決済に付隨する活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。

第41条 加盟者の責任及び請求権の弁済

1 銀行の業務を終了する場合には、すべての加盟者が銀行の資本に対する払込請求未済の応募

額について有する責任は、すべての偶発的な請求権を含む債権者のすべての請求権の履行が完了するまでの間、継続する。

2 直接の請求権を有する通常業務に係る債権者に対する支払に先立つて、理事会は、直接の請求権を有する者と偶発的な請求権を有する者との間に比例的な分配を確保するため必要と認める措置をとる。

3 第42条 資産の分配
1 銀行の資本に対する応募を理由とする加盟者へのこの章に基づく分配は、次の要件を満たすまでは行わない。

(i) 債権者に対するすべての債務を履行し又は履行する用意を完了すること。

(ii) 総務会が総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる投票により分配することを決定すること。

2 銀行の資産は、各加盟者が有する資本に比例して、銀行が公正かつ衡平と認める時期及び条件により加盟者に分配する。分配される資産の各加盟者の取り分けは、資産の種類について画一的であることを必要としない。いかなる加盟者も、銀行に対するすべての債務を決済するまでには、資産の分配において自己の取り分を受け取る資格を有しない。

第43条 訴えを提起すること。

位

第四十六条 訴訟手続に関する銀行の地位

銀行に対する訴えは、銀行の事務所がある国、銀行が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるため代理人を任命している国又は銀行が証券の発行若しくは保証を行つてゐる国の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。ただし、加盟者はその代理人若しくは加盟者から請求権を承継した者は、訴えを提起してはならない。銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、銀行に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

3 この条の規定に従つて分配される資産を受け取った加盟者は、銀行がその資産についての権利を有する。

4 第47条 資産に対する強制処分の免除

銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による搜索、徵發、没収、取用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

前に有していた権利と同一の権利を有する。

第八章 地位、免除、特権及び課税免除

第四十四条 この章の目的

銀行がその目的及び与えられた任務を達成する

ことができるようにするため、銀行に対し、この章に規定する地位、免除、特権及び課税免除を各加盟国の領域において与える。

第四十八条 文書に関する免除
銀行の文書及び一般に銀行が所有し又は保管する文書は、不可侵とする。

第四十九条 資産に対する制限からの自由

銀行のすべての財産及び資産は、銀行の目的及び任務を遂行するために必要な範囲内で、かつ、この協定の規定に従うことを条件として、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリームをも譲されない。

第五十条 通信に関する特権

各加盟者は、銀行の公用通信に対し、他の加盟者の公用通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。

第五十一条 役員及び使用人の免除

銀行の總務、理事、代理、役員及び使用人並びに銀行のための任務を遂行する専門家は、銀行が当該免除を放棄する場合を除くほか、公的資格で行う行為について訴訟手続から免除され、また、これらの者の公用の書類及び文書は、不可侵とする。ただし、当該免除は、これらの總務、理事、代理、役員、使用人又は専門家が引き起こした道路交通事故から生ずる損害の場合における民事責任については、適用しない。

第五十二条 役員及び使用人の特権

1 銀行の總務、理事、代理、役員及び使用人並びに銀行のための任務を遂行する専門家は、次
(i) これらの者が当該加盟国の国民でない場合は、当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役

義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜

- (ii) 加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇

第二章 銀行の主たる事務所が置かれる國に居住する理

事、理事代理、役員、使用人及び銀行の専門家の配偶者及び直接の被扶養者は、当該国で就職する機会を与えられる。銀行の代理事務所又は支所が置かれる國に居住する理事、理事代理、役員、使用人及び銀行の専門家の配偶者及び直接の被扶養者は、可能な限り、当該国の中法に従い、当該国で同様の機会を与えられるものとする。銀行は、主たる事務所が置かれる國及び適当な場合には他の関係国との2の規定を実施するための具体的な協定について交渉する。

第五十三条 課税の免除

1 銀行並びにその資産、財産及び収入は、銀行の公的活動の範囲内において、すべての直接税を免除される。

2 銀行がその公的活動を遂行するために必要な相当の価額の物品又は役務を購入し又は使用する場合において、当該物品又は役務の価格に税が含まれ、その税が識別できるときは、当該税を課した加盟国は、これを免除し又は還付するための適切な措置をとる。

3 銀行が輸入する物品でその公的活動の遂行に必要なものは、すべての輸入に関する税並びにすべての輸入に関する禁止及び制限を免除される。同様に、銀行が輸出する物品でその公的活動の遂行に必要なものは、すべての輸出に関する

る税並びにすべての輸出に関する禁止及び制限を免除される。

- 4 銀行が取得し又は輸入した物品でこの条の規定に基づく免除を受けたものは、免除又は還付を行った加盟国が定めた条件に従って行う場合を除くほか、売却し、賃貸し、貸与し又は有償若しくは無償で譲渡してはならない。

5 この条の規定は、公益事業の使用料にすぎない税については、適用しない。

第六章 銀行の理事、理事代理、役員及び使用人は、

この協定の効力発生の日から一年以内に総務会が定める条件及び採択する規則に従い、銀行が支払う給料その他の給与に関し銀行の利益のために事実上の内部税を課される。この税が適用される日から、当該給料その他の給与は、国内の所得税を免除される。ただし、加盟国は、他の源泉からの所得に対する課税の額を算定するときは、このようないくつかの税を課される。かかる課税の額を計算するときには、このように免除された給料その他の給与を考慮に入れることができる。

第七章 銀行が保証したこととのみを理由として債務

証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税

第八章 銀行が維持する事務所又は業務所の位置を確

かんを問わず、次の課税のいずれも行つてはならない。

第九章 銀行が支払う給料その他の給与に

配当又は利子を含む。)に対しては、保有者のい

らない。

- (i) 銀行が発行したことのみを理由として債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税

第十章 債務証書その他の証書の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は銀行が維持する事務所若しくは業務所の位置を確

定する事務所若しくは業務所の位置を確定了する場合に、銀行の利息にとつて最も適切である。理事会は、銀行の利益にとつて最も適切であると認める場合には、この条の規定に基づいて与えられる免除、特権及び課税免除を理事会が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。総裁は、自己及び副総裁以外の役員、使用人又は銀行の専門家に関する免除、特権及び課税免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、銀行の利

第五十五条 免除、特権及び課税免除の通報する。

第五十六条 放棄

この章の規定に基づいて与えられる免除、特権及び課税免除は、銀行の利益のために与えられる。理事会は、銀行の利益にとつて最も適切であると認める場合には、この章の規定に基づいて与えられる免除、特権及び課税免除を理事会が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。総裁は、自己及び副総裁以外の役員、使用人又は銀行の専門家に関する免除、特権及び課税免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、銀行の利

益を害することなくこれを放棄することができる
と認める場合には、当該免除、特権及び課税免除
を放棄する権利及び義務を有する。これと同様の
状況の下において及び同一の条件により、理事会
は、総裁及び副総裁に関する免除、特権又は課税
免除を放棄する権利及び義務を有する。

第九章 改正、解釈及び仲裁

第五十六条 改正

1 この協定を改正する提案は、加盟者、総務又
は理事会のいずれから提議されたものであつて
も、総務会の議長に送付し、議長は、この提案
を総務会に提出する。総務会が改正案を承認し
たときは、銀行は、すべての加盟者に対し、改正
案を受諾するか受諾しないかについて迅速な通
報の手段により照会する。加盟者の四分の三以
上の多数(附属書Aに掲げる中欧及び東欧の国
の少なくとも二の國を含むことを要する)であ
つて加盟者の総投票権数の五分の四以上を有
するものが改正案を受諾したときは、銀行は、
すべての加盟者にあてた公式の通報によつてそ
の事実を確認する。

2 1の規定にかかわらず、

(i) 次の事項を変更する改正の場合には、すべ
ての加盟者の受諾を必要とする。

(a) 銀行から脱退する権利

(c) 第五条7に定める責任の限度

(d) 第一条及び第二条に規定する銀行の目的
及び任務

(ii) 第八条4の規定を変更する改正の場合に
は、加盟者の四分の三以上の多数であつて加

盟者の総投票権数の八十五パーセント以上を
有するものによる受諾を必要とする。

(i) 及び(ii)に定める改正案の受諾に関する要件が
満たされたときは、銀行は、すべての加盟者に
あてた公式の通報によつてその事実を確認す
る。

3 改正是、1及び2に規定する公式の通報の日 の後三箇月ですべての加盟者について効力を生 ずる。ただし、総務会が異なる期間を明示する 場合は、この限りでない。

第五十七条 解釈及び適用

1 この協定の規定の解釈又は適用について加盟
者と銀行との間又は加盟者相互の間に生ずる疑
義は、理事会に対しその決定のため提出する。
審議される疑義につき特に関係を有する加盟國
は、理事会に自國の国籍を有する理事がいない
場合には、当該審議が行われる間理事会の会合
に自國を直接代表する者を出席させる権利を有
するが、このような代表者は、投票権を有しな
い。代表者を出席させることの権利については、
総務会が定めるところによる。

2 理事会が1の規定に基づいて決定を行つたと
きは、いずれの加盟者も、その疑義を総務会に
付託することを要求することができるものと
し、総務会の裁決は、最終的なものとする。
銀行は、総務会が裁決を行うまでの間、必要と認
める限り、理事会の決定に基づいて行動するこ
とができる。

銀行と加盟者でなくなった者との間又は銀行の
業務を終了する決定を採択した後において銀行と
加盟者との間に意見の相違が生じた場合には、こ
れは、加盟者の四分の三以上の多数であつて加

の意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付す
る。仲裁人の一人は銀行が任命し、他の一人は當
該加盟者又は当該旧加盟者が任命し、第三の仲裁
人は当事者が別段の合意をしない限り国際司法裁
判所長又は総務会が採択した規則で定める他の當
局が任命する。最終的であり、かつ、当事者を拘
束する決定は、仲裁人の過半数の投票によつて行
うことができる。第三の仲裁人は、手続問題に関
して当事者の意見が相違する場合には、その問題
を解決する完全な権限を有する。

第五十九条 承認とみなされる場合

銀行が行為をする前に加盟者の承認又は受諾を
必要とする場合には、第五十六条の規定に基づく
場合を除くほか、銀行が当該行為の提案を当該加
盟者に通知するに当たつて定める相当の期間内に
当該加盟者が異議を申し立てないときは、承認又
は受諾が与えられたものとみなす。

第六十条 署名及び寄託

1 この協定は、フランス共和国政府(以下「寄託
者」という)に寄託するものとし、一千九百九十一
年十二月三十一日まで、附屬書Aに掲げる加盟
予定者による署名のために開放しておく。

2 寄託者は、すべての署名者にこの協定の認証
書を送付する。

第六十一条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名者のために開設しておく。
Aに掲げる中欧及び東欧の國の少なくとも二の
國を含むことを要する)がそれぞれの批准書
を認証したものは、その寄託の日に銀行の
署名者で2の規定に従い批准書、受諾書又は承
認書を寄託した者は、その寄託の日に銀行の
署名者となる。

第六十二条 効力発生

1 この協定は、附屬書Aに掲げる当初の応募額の
総額の三分の二以上を代表する署名者(附屬書
Aに掲げる中欧及び東欧の國の少なくとも二の
國を含むことを要する)がそれぞれの批准書
を認証した時に、効力を生ずる。

2 この協定が一千九百九十一年三月三十一日まで
に効力を生じない場合には、寄託者は、将来の
行動方針を決定し及び批准書、受諾書又は承認
書が寄託される新たな期日を決定するため、開
心を有する加盟予定者の会議を招集することが
できる。

第六十三条 創立総会及び業務の開始

1 この協定が前条の規定に基づき効力を生じた
ときは直ちに、各加盟者は、総務を任命する。
寄託者は、前条の規定に基づくこの協定の効力

書の各寄託及び当該寄託の日付を通告する。

2 いずれの署名者も、この協定の効力発生の日
の後一年以内に、又は必要な場合には総務の總
数の過半数であつて加盟者の総投票権数の過半
数を代表するものによって決定される更に遅い
日までに、批准書、受諾書又は承認書を寄託す
ることによりこの協定の締約者となることがで
きる。

3 この協定の効力発生の日前に1に規定する批
准書、受諾書又は承認書を寄託した署名者は、
銀行の行為をする前に加盟者の承認又は受諾を
必要とする場合には、第五十六条の規定に基づく
場合を除くほか、銀行が当該行為の提案を当該加
盟者に通知するに当たつて定める相当の期間内に
当該加盟者が異議を申し立てないときは、承認又
は受諾が与えられたものとみなす。

第六十四条 最終規定

発生の日から六十日以内に、又はその後できる

総務会は、その第一回会合において、次のとおり決議した。

卷之二

ii) (i) 総裁を選出すること。
第二十六条の規定に従ハ銀行の理事を選出

مکالمہ

四 銀行の業務の開始の日を決定するための措置をとること。

(iv) 銀行の業務の開始の準備のために必要と認

附屬書A 第六十二条の規定に従つて加盟

卷之三

卷之三

(a) 因外夫同休

ベルギー
デンマーク

**フランス
ドイツ連邦共和国**

ギリシャ

イタリア
アカルティニ

ルグセンブルグ
オランダ

ポルトガル
スペイン

連合王国

歐洲經濟共同体

歐州投資銀行

ヨーロッパの歴史の書

サイフテス

注 加盟予定者は、この協定のためにのみこの附書Aの区分の下に掲げられる。受取国は、この協定の他の規定においては、中欧及び東欧の国とし、う。

協定の他の規定においては、中欧及び東欧の国という

官 報 (号外)

附属書B

- A ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、連合王国、欧州経済共同体及び
欧州投資銀行を代表する総務（以下「Aの総務」という。）による理事の選挙
- 以下に定めるこのAの規定は、このAについてのみ適用する。
 - 理事の候補者は、Aの総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選挙は、Aの総務が投票によって行なう。
 - 投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対し投する。
 - 10の規定に従うことを条件として、最も多数の票を得た十人は、理事となる。ただし、得票数がこのAにおける投票可能な票数（有権票数）の総数の四・五パーセントに達しなかった者は、選出されなかつたものとする。
 - 10の規定に従うこととを条件として、第一回の投票において十人が選出されなかつた場合は、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少数の票を得た者は、候補者が十人を超えていなかつた場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。
 - (a) 第一回の投票において選出されなかつた者

- (b) 第一回の投票において選出された者に投票を超えることとなつたと6及び7の規定によつて、該者の得票数が有権票数の五・五パーセントを超えることとなつたと6及び7の規定によつてみなされるもの
- いづれの総務が投じた票によつてある者の得票数が有権票数の五・五パーセントを超えることとなつたとみなすかを決定するに当たつては、この五・五パーセントには、最初に、当該者に対して最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次五・五パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。
- ある者の得票数が四・五パーセントを超ることとなるためにいづれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。
- 10の規定に従うこととを条件として、第二回の投票の後十人が選出されなかつた場合には、このAに定める原則及び手続に従い十人が選出されるまで更に投票を行う。ただし、十人が選出された場合には、十一番目の者は、4の規定に従うこととを条件として、第二回の投票において十人が選出されなかつた場合は、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少数の票を得た者は、候補者が十人を超えていなかつた場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。
- (a) 第一回の投票において選出されなかつた者

に投票した総務

- B(i) 附屬書Aに中欧及び東欧の国（受益国）として掲げられる国を代表する総務（以下「B(i)の総務」という。）による理事の選挙
- 以下に定めるこのB(i)の規定は、このB(i)についてのみ適用する。
 - 理事の候補者は、B(i)の総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選挙は、B(i)の総務が投票によつて行なう。
 - 投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対し投する。
 - 10の規定に従うことを条件として、最も多数の票を得た十人は、理事となる。ただし、得票数がこのAにおける投票可能な票数（有権票数）の総数の四・五パーセントに達しなかつた者は、選出されなかつたものとする。
 - 10の規定に従うこととを条件として、第一回の投票において十人が選出されなかつた場合は、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少数の票を得た者は、候補者が十人を超えていなかつた場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。
 - (a) 第一回の投票において選出されなかつた者

- (b) 第一回の投票において選出された者に投票を超えることとなつたと6及び7の規定によつて、該者の得票数が有権票数の十三パーセントを超えることとなつたとみなすかを決定するに当たつては、この十三パーセントには、最初に、当該者に対して最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次十三パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。
- ある者の得票数が十二パーセントを超えることとなるためにいづれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。
- 10の規定に従うこととを条件として、第二回の投票の後十人が選出されなかつた場合には、このAに定める原則及び手続に従い十人が選出されるまで更に投票を行う。ただし、十人が選出された場合には、十一番目の者は、4の規定に従うこととを条件として、第二回の投票において十人が選出されなかつた場合は、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少数の票を得た者は、候補者が十人を超えていなかつた場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。
- (a) 第一回の投票において選出されなかつた者
- (b) 第一回の投票において選出された者に投票を超えることとなつたと6及び7の規定によつて、該者の得票数が有権票数の十三パーセントを超えることとなつたとみなすかを決定するに当たつては、この十三パーセントには、最初に、当該者に対して最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次十三パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。
- ある者の得票数が十二パーセントを超えることとなるためにいづれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより十三パーセントを超えるときでも、当該者に投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。
- 10の規定に従うこととを条件として、第二回の投票の後四人が選出されなかつた場合には、このB(i)に定める原則及び手続に従い四人が選出

四パーセントを超える署名者又は署名者の集団が批准書、承認書又は受諾書を寄託しないときは、当該署名者又は署名者の集団とともにそれぞれ一人の理事の選挙は、行わない。当該署名者は署名者の集団が加盟した後直ちに、それぞれに係る理事を選出する。当該理事は、最初の理事会の理事が在任している間に選出された場合には、この協定第二十六条の規定に従い、総務会の創立総会において選出されたものとみなす。

5 10の規定に従うこととを条件として、第一回の投票において四人が選出されなかつた場合には、第二回の投票を行う。この投票において最も少數の票を得た者は、候補者が四人を超えていなかつた場合は、第一回の投票において最も少數の票を得た者は、候補者が四人を超えていなかつた場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。

- (a) 第一回の投票において選出された者に投票を超えることとなつたと6及び7の規定によつて、該者の得票数が有権票数の十三パーセントを超えることとなつたとみなすかを決定するに当たつては、この十三パーセントには、最初に、当該者に対して最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次十三パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。
- ある者の得票数が十二パーセントを超えることとなるためにいづれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより十三パーセントを超えるときでも、当該者に投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。
- 10の規定に従うこととを条件として、第二回の投票の後四人が選出されなかつた場合には、このB(i)に定める原則及び手続に従い四人が選出

されるまで更に投票を行う。ただし、三人が選出された場合には、四番目の者は、4の規定にかかるわらず、残余の票数の単純多数で選出することができる。

9 総務会は、B(i)の総務が選出する理事の数が増加し又は減少する場合には、4から7までに定める百分率の下限及び上限を適当に調整する。

10 附属書Aにおいて資本への応募額の割合が二・八ペーセントを超える署名者又は署名者の集団が批准書、承認書又は受諾書を寄託しないときは、当該署名者又は署名者の集団」としてそれぞれ一人の理事の選舉は、行わない。当該署名者又は署名者の集団を代表する総務は、当該署名者又は署名者の集団が加盟した後直ちに、それぞれに係る理事を選出する。当該理事は、最初の理事会の理事が在任している間に選出された場合には、この協定第二十六条3の規定に従い、総務会の創立総会において選出されたものとみなす。

B(ii) 附属書Aにその他の欧州の国として掲げられる國を代表する総務（以下「B(ii)の総務」という。）による理事の選舉

1 以下に定めるこのB(ii)の規定は、このB(ii)によってのみ適用する。

2 理事の候補者は、B(ii)の総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選舉は、B(ii)の総務が投票によつて行う。

3 投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対しても投する。

4 10の規定に従うこととを条件として、最も多数の票を得た四人は、理事となる。ただし、得票数が有権票数の二十一・五ペーセントを超えたこととなつたとみなすかを決定するに当たつ

きる。理事の選舉は、B(ii)の総務が投票によつて行う。

5 投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対しても投する。

6 10の規定に従うこととを条件として、最も多数の票を得た四人は、理事となる。ただし、得票数がこのB(ii)における投票可能な票数（有権票数）の総数の二十・五ペーセントに達しなかつた者は、選出されなかつたものとする。

7 ある者の得票数が二十・五ペーセントを超えることとなるためにいづれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより二十一・五ペーセントを超えるときでも、当該者に投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。

8 10の規定に従うこととを条件として、第二回の投票において四人が選出されなかつた場合には、第二回の投票を行つ。この投票において

9 総務会は、B(ii)の総務が選出する理事の数が増加し又は減少する場合には、4から7までに定める百分率の下限及び上限を適当に調整する。

10 附属書Aにおいて資本への応募額の割合が二・八ペーセントを超える署名者又は署名者の集団が批准書、承認書又は受諾書を寄託しないときは、当該署名者又は署名者の集団」として

11 以下に定めるこのB(ii)の規定は、このB(ii)によってのみ適用する。

2 理事の候補者は、B(ii)の総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選舉は、B(ii)の総務が投票によつて行う。

3 投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対しても投する。

4 10の規定に従うこととを条件として、最も多数の票を得た四人は、理事となる。ただし、得票数がこのB(ii)における投票可能な票数（有権票数）の総数の八ペーセントに達しなかつた者は、選出されなかつたものとする。

では、この二十一・五ペーセントには、最初に、当該者に対して最も多數の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次二十一・五ペーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。

7 ある者の得票数が二十・五ペーセントを超えることとなるためにいづれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより二十一・五ペーセントを超えるときでも、当該者に投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。

B(iii) 附属書Aに欧州の国以外の国として掲げられる國を代表する総務（以下「B(iii)の総務」という。）による理事の選舉

1 以下に定めるこのB(iii)の規定は、このB(iii)についてのみ適用する。

2 理事の候補者は、B(iii)の総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選舉は、B(iii)の総務が投票によつて行う。

3 投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対しても投する。

4 10の規定に従うこととを条件として、最も多数の票を得た四人は、理事となる。ただし、得票数がこのB(iii)における投票可能な票数（有権票数）の総数の八ペーセントに達しなかつた者は、選出されなかつたものとする。

それぞれ一人の理事の選舉は、行わない。当該署名者又は署名者の集団を代表する総務は、当該署名者又は署名者の集団が加盟した後直ちに、最初の理事会の理事が在任している間に選出された場合には、この協定第二十六条3の規定に従い、総務会の創立総会において選出されたものとみなす。

2 理事の候補者は、B(iii)の総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選舉は、B(iii)の総務が投票によつて行う。

3 投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対しても投する。

4 10の規定に従うこととを条件として、最も多数の票を得た四人は、理事となる。ただし、得票数がこのB(iii)における投票可能な票数（有権票数）の総数の八ペーセントに達しなかつた者は、選出されなかつたものとする。

5

10の規定に従うことを条件として、第一回の投票において四人が選出されなかつた場合には、

第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少數の票を得た者は、候補者が四人を超えていなかつた場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。

(a) 第一回の投票において選出されなかつた者に投票した総務

(b) 第一回の投票において選出された者に投票した総務であつて自己が投じた票によって当該者の得票数が有権票数の九パーセントを超えることとなつたと6及び7の規定によつてみなされるもの

6 いすれの総務が投じた票によつてある者の得票数が有権票数の九パーセントを超えることとなつたとみなすかを決定するに當たつては、この九パーセントには、最初に、当該者に対し最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次九パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。

7 ある者の得票数が八パーセントを超えることとなるためにいすれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより九パーセントを超えるときでも、当該者に投じら

れたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。

8 10の規定に従うことと条件として、第二回の投票の後四人が選出されなかつた場合には、このB回に定める原則及び手続に従い四人が選出されるまで更に投票を行う。ただし、三人が選出された場合には、四番目の者は、4の規定にかかわらず、残余の票数の単純多數で選出することができる。

9 総務会は、B回の総務が選出する理事の数が増加し又は減少する場合には、4から7までに定める百分率の下限及び上限を適当に調整する。

10 附属書Aにおいて資本への応募額の割合が五パーセントを超える署名者又は署名者の集団が批准書、承認書又は受諾書を寄託しないときには、当該署名者又は署名者の集団ごとにそれぞれ一人の理事の選挙は、行わない。当該署名者又は署名者の集団を代表する総務は、当該署名者又は署名者の集団が加盟した後直ちに、それに係る理事を選出する。当該理事は、最初の理事会の理事が在任している間に選出された場合には、この協定第二十六条3の規定に従い、総務会の創立総会において選出されたものとみなす。

(ソヴィエト社会主義共和国連邦の書簡)
書簡をもつて啓上いたします。貴官も御承知のとおり、ソヴィエト連邦の当局は、中欧及び東欧の国における市場指向型経済への移行を促進することを目的とした欧州復興開発銀行を設立するためのフランスのF・ミッテラン大統領の提案に理解を示し、これを支持してきました。ソヴィエト連邦の代表団は、同銀行を設立するための文書の起草に際する会議に参加しました。その結果、当該会議の構成国により、欧州復興開発銀行を設立

い、銀行の加盟者の数の変動に考慮を払うため理事会の規模の拡大若しくは縮小又はその構成の修正を決定する場合には、総務会は、最初にこの附属書Bの改正が必要であるかないかを検討しなければならず、必要と認めるときは、当該決定の一部として当該改正を行うことができる。

D 投票の委任
この附属書BのA、B(i)、B(ii)又はB回に基づく理事の選挙において投票に参加しない総務又は自己の票が選挙にいかなる貢献もしない総務は、選出された理事のいずれか一人に対し自己が資格を有する投票を委任することができる。ただし、当該総務は、当該委任に関し当該理事を選出したすべての総務の同意を事前に得なければならぬことを主たる原因として困難な問題が生じています。

この関連において、本官は、同銀行の平等な加盟になるというソヴィエト連邦の意向が、主として、欧州大陸における歴史的な改革を助長するためには多数国間の協力のための新たな機関を設立するという意思に基づくものであることを、貴官に保証します。

本官は、我が国政府が、同銀行を設立する協定の第八条4の規定に従い、この協定の効力発生から三年の期間、自らによる同銀行の財源の利用を制限する用意があることを貴官に伝達します。
当該期間中、ソヴィエト連邦は、同銀行が当該協定の第十一条3に定める割合に従い、民間部門に融資し、国有企業の民間部門による所有及び支配への移行を容易にし並びに競争的に活動しかつて、これが支持してきました。ソヴィエト連邦の代表団は、同銀行を設立するための文書の起草に際する会議に参加しました。その結果、当該会議の構成国により、欧州復興開発銀行を設立

する協定の起草に際し相当の進展が遂げられました。

同時に、ソヴィエト連邦がその経済の規模により同銀行の融資の主要な受益国となり、その結果、同銀行が他の中欧及び東欧の国に援助を行う

能力が制限されるとの危惧を多くの国が有しております。ソヴィエト連邦がその株式に応じ支払った現金及

び発行した約束手形の総額を超えないものとします。

本官は、ソヴィエト連邦における経済の改革が継続することにより、同銀行の活動のソヴィエト連邦の領域への拡大が必ず促進されることを確信します。もともとソヴィエト連邦は、同銀行が多数国間の機関としての性格を確保することに關心を有しており、ソヴィエト連邦の借入れが、同銀行の業務において必要な多様性を維持し、かつ、同銀行の実行残高に関する慎重な制限を維持するため必要とされる額を超えるようなことを将来のいかなる時においても求めません。

本官は、以上を申し進めるに際し、こゝに貴官に向かって敬意を表します。

ソヴィエト連邦代表団団長

國立銀行總裁

ヴィクトル・V・ガラシチエンコ

歐州復興開発銀行の設立に関する會議の議長殿

歐州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成元年以来の中欧及び東欧の諸国の政治的及び経済的改革は、自由及び民主主義並びに市場経済に基づく体制を目標とするものであり、これらの改革を促進するためには、特に、経済的な改革の基礎となる市場経済を導入するため

えられてきた。このことを背景として、從来より、二国間の援助等の形で、中欧及び東欧の諸国への支援が行われてきたが、急激かつ劇的な変化を見せており、改革に対する支援を強化するために、中欧及び東欧の地域を対象とした地域開発銀行を設立するとの構想が、平成元年十月の欧州議会において、フランスのミッテラン大統領によって提案された。この提案を受けて、欧州に地域開発銀行を設立するための協定が、パリにおいて数回にわたり開催された。その結果、平成二年五月二十九日に「欧州復興開発銀行を設立する協定」が作成され、我が国は、同日にこの協定に署名した。

本協定は、中欧及び東欧の各国の政治的及び経済的改革を支援し、これらの改革を実施している国の市場指向型経済への移行等を促進するため欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）を設立することを目的としたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行は、その目的の達成のため、民間の分野の活動の育成等の促進、内外の資本等の調達、生産的な投資の助長、技術援助の供与、資本市場の発展の促進及び奨励、環境上健全なかつ持続的な開発の促進等を任務とする。

2 銀行は、その任務を遂行するに当たり、加盟者、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社、多国籍間投資保証機関及び経済協力開発機構並びに他の関係する機関及び団体と協力すること。

3 銀行の加盟者の地位は、欧州の国及び欧州の国以外の国（国際通貨基金の加盟国に限る。）並びに欧州経済共同体及び欧州投資銀行に對して開放すること。

4 銀行の当初の授権資本は、百億欧州通貨單位とし、それ一万欧州通貨単位の額面価額を有する百万株に分けられる。総務会は、銀行の授権資本を増額することができるること。

5 当初の加盟者は、当初の払込株式に対する応募額を五回の分割払によつて払い込み、最初の分割払の額の払込みは、それぞれの加盟者についてこの協定が効力を生ずる日の後六十日以内の日に行うこと。

6 銀行の財源及び便宜は、その目的を実施し及び任務を遂行するために使用するものとする。銀行は、市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動の促進を着実に実行し、かつ、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を具体的な措置等により適用する中欧及び東欧の国において業務を行うことができる。

7 加盟国が銀行の目的に合致しない政策を実施しているおそれがある場合又は例外的な場

合には、総務会は、理事会の勧告に基づき、銀行の財源の当該国による利用の停止等を行ふことができる。

8 銀行は、民間部門の企業、競争的に活動する市場指向型経済への参加へ移行しつつある国有企业並びに国有企業の民間による所有及び支配への移行を容易にし又は拡大するため当該国有企业に対し、貸付け、株式又は持分への投資、証券の発行の引受け、保証、金融に関する助言等を行うこと。

9 銀行は、その貸付け、保証及び株式又は持分への投資を、その約束額の合計の四十パーセントを超えて公的部門に供与してはならないこと。

10 銀行に、総務会、理事会、總裁及び副總裁並びに必要と認めるその他の役員及び職員を置き、銀行のすべての権限は、総務会に属すること。

11 銀行の主たる事務所は、ロンドンに置くこと。

12 加盟者は、銀行に対する書面による通告により、いつでも銀行から脱退することができること。

13 銀行は、加盟者が銀行に対するいづれかの義務を履行しない場合には、総務会の決定により当該加盟者の資格を停止することができること。

官報(号外)

14

この協定の改正案は、総務会が承認する。

改正は、原則として所定の数の加盟者が改正案を受諾し、そのことを銀行がすべての加盟者に通報した日の後三箇月ですべての加盟者について効力を生ずる。脱退の権利等特定の事項についての改正は、すべての加盟者の受諾を必要とすること。

なお、協定の不可分の一部として添付されるソヴィエト社会主義共和国連邦の書簡において、ソヴィエト連邦は、この協定の効力発生の後三年間は、銀行の財源のソヴィエト連邦による利用を制限することを要請している。

本協定は、当初の応募額の三分の二以上を代表する署名者（附属書Aに掲げる中欧及び東欧の国の中なくとも二の国を含むことを要する）が批准書、受諾書又は承認書の寄託を完了した時に、効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

我が国がこの協定を締結し同銀行に加盟することは、中欧及び東欧の各国の政治的及び経済的改革の推進に協力しようとする我が国との基本政策に合致するものであり、また、我が国と中欧及び東欧の各国との友好関係を増進する見地からも有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成三年度一般会計予算大蔵省所管に、欧洲復興開発銀行出資金として、四十三億四千三百万円が計上されている。

右報告する。

平成三年三月六日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
外務委員長 牧野 隆守

衆議院会議録第十四号中正誤
ペジ段行誤
三二三 武力行使に伴う 正
武力行使を伴う

官報(号外)

平成二年三月七日 衆議院会議録第十七号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
虎ノ門二〇五 東京都港区
大蔵省印刷局四号

電話
03
(3587)
4302

定価
(税込) 木号
六円
六円を含む